

2020年改正法自体を踏まえたバージョンを更新・公開中

- ・詳細パワポ→<http://www.miyauchi-law.com/f/200325pii2020kaiseigaiyou.pdf>
- ・簡潔Word→<http://www.miyauchi-law.com/f/200923piikaisei.pdf>

個人情報保護法2020年改正前に 押さえておくべき重要ポイント20と法改正の見通し

2020.1

弁護士 水町 雅子

※令和2年個人情報保護法改正法案はまだ公表されていないので、
本資料はあくまで現時点での当職個人の想像にとどまる点に、十分留意されたい。

個人情報保護法改正2020年予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
本人の権利強化		• 現行の自社対応確認 • フロー改訂 • プライバシーポリシー改訂 • 従業者教育等
• 開示等の対象「保有個人データ」の範囲拡大	• 6月以内消去データも対象に（Pマークと同じ）	
• 利用停止、消去、第三者提供の停止義務の拡大	• 個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、請求要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる（Pマークと同じ？）	
• 開示の適正化 • 開示のデジタル化	• 開示義務を適正に履行しているか当局が注視 • 本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるように	
漏えい時対応	• 漏えい時の当局報告と本人通知の義務付け	• 現行の自社対応確認 • フロー改訂 • 従業者教育等
Cookie	• 提供先で個人情報となるデータの提供規制 • 公取「優越的地位の濫用」	• 自社が関与するCookieの現状把握 • 特に、広告関連、第三者が関係しているCookie • 改善対応検討

個人情報保護法改正2020年予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
利用・公表規制関連		
保有個人データの公表事項の追加	- 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の公表義務 - 利用規制というよりは、透明化規制というべきか	- 全社的な実態調査 - プライバシーポリシーの改訂
適正な利用義務の明確化	適正とは認めがたい方法による個人情報の利用の禁止	- 個人情報利用の全チェック - 特に、ハッシュ化、利用目的の拡大解釈、一般人から見て違和感を感じる利用(本人から見て予測可能か、社会常識的に妥当か)等
罰則強化？	- 法人処罰規定に係る重科の導入 - 現行法は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、企業にとっては罰金が軽すぎる？	通常想定として、過失犯は対象外のため、特段の対応は不要
名簿屋	規制強化&執行強化 (オプトアウト規制強化、記録の開示義務、住所や屋号が変わった場合の変更届出、執行強化)	もし名簿を購入しているのであれば、現行法を遵守することは当然+さらに厳格に対応

個人情報保護法改正2020年予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
提供規制強化		
• オプトアウト規制強化	- オプトアウトで提供できる個人データの範囲を限定 - 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響がないかどうか要確認	- 自社でオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認 - 対応検討
• 提供・受領記録の開示義務化	- 個人データの第三者提供時・第三者からの受領時の記録を、本人が開示請求できるように - 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響か	- 自社の記録実務を確認 - 開示対象にするよう、社内フローを改訂
• 外国提供制限の強化	移転先国名や移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供義務	- 外国提供の洗い出し - 対応検討
• 提供先で個人情報となるデータの第三者提供規制	提供先で個人データになることが明らかな情報の第三者提供制限	- 自社に該当するものがあるか確認 - 特に広告関連 - 対応検討

個人情報保護法改正2020年予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
規制緩和（利用・提供促進）		
• 公益目的による個人情報の取扱い	• 質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などは、利用・提供しやすく	• 自社に該当するものがあるか確認 • 活用検討
• 仮名化情報	• 他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工「仮名化情報」の新設	• 活用検討 • 仮名化情報の外部提供は不可
• 匿名加工情報	• 個人情報保護委員会から情報発信	
• 利活用相談の充実		

Agenda

- 対象者個人に認められた権利を企業として保障する必要がある

- (1) 開示請求(本人からの請求により個人情報の内容を本人に閲覧等させる) 対応
- (2) 利用停止請求(本人からの請求により個人情報を利用しないようにする) 対応
- (3) 削除対応(本人からの請求により個人情報を削除する必要があるか)
- (4) 法改正の見通し
- (5) GDPRでの本人の権利

- 個人情報の漏えい

- (6) 漏えい時に個人情報保護委員会へ届け出る義務があるか
- (7) 漏えい時の制裁(罰則が科せられるか)
- (8) 漏えい時の制裁(行政制裁がなされるか)
- (9) 漏えい時の制裁(民事訴訟で敗訴するとどのような対応が必要か)
- (10) GDPRでの漏えい時の報告・制裁

- ◆ WebサイトのCookie(クッキー)等への規制

- (11) Cookieへの規制がなされるか、個人情報保護法改正の見通し
- (12) Cookieへの規制がなされるか、公正取引委員会の動き
- (13) Cookieに対するヨーロッパでの規制

- ◆ 名簿屋

- (14) 名簿屋から適法に個人情報を購入することはできるのか
- (15) 名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- ◆ データの利活用(取得・転用・解析・分析・機械学習・提供等)

- (16) 匿名加工情報とはどのようなものでどのような利活用が可能か
- (17) 非識別加工情報とはどのようなものでどのような利活用が可能か
- (18) 医療ビッグデータとはどのようなものでどのような利活用が可能か
- (19) 個人情報のままでの利活用のポイント(利用目的がカギ)
- (20) 個人情報のままでの提供が可能な場合(リクナビを踏まえて)⁶

対象者個人に認められた権利を 企業として保障する必要がある

1. 開示請求対応
(本人からの請求により個人情報の内容を本人に閲覧等させる)
2. 利用停止請求対応
(本人からの請求により個人情報を利用しないようにする)
3. 削除対応
(本人からの請求により個人情報を削除する必要があるか)
4. 法改正の見通し
5. GDPRでの本人の権利

開示請求対応

本人からの請求を受け、保有個人データの内容を本人に閲覧等させる

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応

開示請求対応

⚠ 本人からの請求により、**保有個人データの内容を本人に閲覧等させる**等の対応

- 例えば、病院のカルテ、学校等の成績、領収書等を開示請求したりするが、これらに限られるものではない

⚠ 「保有個人データ」があれば開示することは法律上の義務(個人情報保護法28条)で、**対応しなければ違法**

- 海外でも日本でも、個人情報保護上、開示請求対応は重要なものと捉えられている(次ページ以降参照)
- なぜならば、個人情報は本人のものだが、本人が自分の個人情報に関与する機会を保障することが大変重要だから。
現実問題として、現代の個人情報取扱いにおいて、本人が自分の個人情報に関与できる機会は少なく、その機会を保障する必要。

◆ 義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合、義務の例外に当たる場合は、開示しなくても良い

- 18-22ページ参照 もっとも、本人にとってより良い対応を行うべき

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(OECD)

OECD Privacy Guidelines https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecd_privacy_framework.pdf

Individual Participation Principle 個人参加の原則

Individuals should have the right:

個人には以下の権利がある

a) to obtain from a data controller, or otherwise, confirmation of whether or not the data controller has data relating to them;

a) データの存否を教えてください

b) to have communicated to them, data relating to them

i. within a reasonable time; ii. at a charge, if any, that is not excessive; iii. in a reasonable manner; and iv. in a form that is readily intelligible to them;

b) データに関して伝えてもらう(わかりやすく合理的な期間内・方法・費用で)

c) to be given reasons if a request made under subparagraphs (a) and (b) is denied, and to be able to challenge such denial; and

c) (事業者側が)拒否する場合理由を教えてください&異議申し立てられる

d) to challenge data relating to them and, if the challenge is successful to have the data erased, rectified, completed or amended.

d) 異議申し立てられ、異議申し立てが成功すれば消去・修正等してもらう

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR 15条 データ主体によるアクセスの権利(GDPRでは開示請求権以上の保障がある)

1. データ主体は、管理者から、**自己に関する個人データが取扱われているか否かの確認を得る権利**、並びに、それが取扱われているときは、**その個人データ及び以下の情報にアクセスする権利**を有する:

- (a) 取扱いの目的。
- (b) 関係する個人データの種類。
- (c) 個人データが開示された、又は、個人データが開示される取得者若しくは取得者の類型、特に、第三国又は国際機関の取得者。
- (d) 可能な場合、個人データが記録保存される予定期間、又は、それが不可能なときは、その期間を決定するために用いられる基準。
- (e) 管理者から、個人データの訂正又は消去を得る権利、データ主体と関係する個人データの取扱いの制限を要求する権利、又は、取扱いに対して異議を述べる権利が存在すること。
- (f) 監督機関に異議を申立てる権利。
- (g) 個人データがデータ主体から取得されたものではない場合、その情報源に関する利用可能な全ての情報。
- (h) プロファイリングを含め、第22条第1項及び第4項に定める自動的な決定が存在すること、また、それが存在する場合、その決定に含まれている論理、並びに、そのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報。

2. 個人データが第三国又は国際機関に移転される場合、データ主体は、その移転に関して、第46条による適切な保護措置について通知を受ける権利を有する。

3. 管理者は、取扱中の個人データの**複製物を提供**する。データ主体から求められた追加的な複製物の提供に関し、管理者は、業務運営費用に基づいて、**合理的な手数料を課金**できる。データ主体が電子的な手段によって要求するときは、データ主体から別の手段によることが求められている場合を除き、その情報は、一般的に用いられる電子的な手段によって提供される。

4. 第3項に定める複製物を取得する権利は、他の者の権利及び自由に不利な影響を及ぼしてはならない。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR 16条 訂正の権利

データ主体は、管理者から、不当に遅滞することなく、自己と関係する不正確な個人データの訂正を得る権利を有する。取扱いの目的を考慮に入れた上で、データ主体は、補足の陳述を提供する方法による場合を含め、不完全な個人データを完全なものとさせる権利を有する。

GDPR 18条 取扱いの制限の権利

1. データ主体は、以下のいずれかが適用される場合、管理者から、取扱いの制限を得る権利を有する

- (a) 個人データの正確性についてデータ主体から疑義が提示されている場合、その個人データの正確性を管理者が確認できるようにする期間内において。
- (b) 取扱いが違法であり、かつ、データ主体が個人データの消去に反対し、その代わりに、そのデータの 利用の制限を求めている場合
- (c) 管理者がその取扱いの目的のためにはその個人データを必要としないが、データ主体から、訴訟の提起及び攻撃防御のためにそのデータが求められている場合
- (d) データ主体が、管理者の正当性の根拠がデータ主体の正当性の根拠よりも優先するか否かの確認を争い、第21条第1項により、取扱いに対する異議を申立てている場合。

2. 第1項に基づいて取扱いが制限された場合、その個人データは、記録保存の場合を除き、データ主体の同意がある場合、又は、訴えの提起及び攻撃防御のための場合、又は、他の自然人若しくは法人の権利を保護するための場合、又は、EU 若しくは加盟国の重要な公共の利益の理由のための場合においてのみ、取り扱われる。

3. 第1項により取扱いの制限を得たデータ主体は、その取扱いの制限が解除される前に、管理者からその通知を受ける。

GDPR19条 個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限に関する通知義務

管理者は、それが不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかである場合を除き、そのデータの開示を受けた個々の取得者に対し、第16条、第17条第1項及び第18条に従って行われた個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限を通知する。管理者は、データ主体に対し、そのデータ主体がそれを求める場合、その取得者に関する情報提供する。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR 17 条 消去の権利(「忘れられる権利」)

1. 以下の根拠中のいずれかが適用される場合、データ主体は、管理者から、不当に遅滞することなく、自己に関する個人データの消去を得る権利をもち、また、管理者は、不当に遅滞することなく、個人データを消去すべき義務を負う。

(a) その個人データが、それが収集された目的又はその他の取扱いの目的との関係で、必要のないものとなっている場合。

(b) そのデータ主体が、第 6 条第 1 項(a)又は第 9 条第 2 項(a)に従ってその取扱いの根拠である同意を撤回し、かつ、その取扱いのための法的根拠が他に存在しない場合。

(c) そのデータ主体が、第21 条第1 項によって取扱いに対する異議を述べ、かつ、その取扱いのための優先する法的根拠が存在しない場合、又は、第21 条第2 項によって異議を述べた場合。

(d) その個人データが違法に取扱われた場合。

(e) その個人データが、管理者が服する EU 法又は加盟国の国内法の法的義務を遵守するために消去されなければならない場合。

(f) その個人データが、第8条第1項に定める情報社会サービスの提供との関係において収集された場合。

2. 管理者が個人データを公開のものとしており、かつ、第1 項によって、その個人データを消去すべき義務を負っている場合、その管理者は、利用可能な技術及びその実装費用を考慮に入れた上で、技術的な手段を含め、その個人データを取扱いしている管理者に対して、そのデータ主体が、そのデータ主体の個人データへのリンク又はそのコピー若しくは複製物が、その管理者によって消去されることを要求した旨の通知をするための合理的な手立てを講ずる。

3. 第1 項及び第2 項は、以下のいずれかのために取扱いが必要となる場合、その範囲内で、適用されない。

(a) 表現及び情報伝達の自由の権利の行使のため。

(b) 管理者が服する EU 法又は加盟国の国内法により取扱いをすべき法的義務の遵守のため、又は、公共の利益において、若しくは、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のため。

(c) 第9条第2項(h)及び(i)並びに第9条第3項に従う公衆衛生の分野における公共の利益上の理由のため

(d) 第89 条第1 項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的のため。ただし、第1 項に定める権利が、当該取扱いの目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、それを深刻に阻害するおそれがある場合に限り。

(e) 訴えの提起、攻撃防御のため。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR 20条 データポータビリティの権利

1. データ主体は、以下の場合においては、自己が管理者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらの個人データを移行する権利を有する
 - (a) その取扱いが第6条第1項(a)若しくは第9条第2項(a)による同意、又は、第6条第1項(b)による契約に基づくものであり、かつ
 - (b) その取扱いが自動化された手段によって行われる場合。
2. データ主体は、第1項により自己のデータポータビリティの権利を行使する際、技術的に実行可能な場合、ある管理者から別の管理者へと直接に個人データを移行させる権利を有する。
3. 本条の第1項に規定する権利の行使は、第17条を妨げない。この権利は、公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために必要となる取扱いには適用されない。
4. 第1項に規定する権利は、他の者の権利及び自由に不利な影響を及ぼしてはならない。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR 21 条 異議を述べる権利

1. データ主体は、自己の特別な状況と関連する根拠に基づき、第6 条第1 項(e)公共の利益又は(f)正当な利益に基づいて行われる自己と関係する個人データの取扱いに対し、それらの条項に基づくプロファイリングの場合を含め、いつでも、異議を述べる権利を有する。管理者は、データ主体の利益、権利及び自由よりも優先する取扱いについて、又は、訴えの提起及び攻撃防御について、やむをえない正当な根拠があることをその管理者が証明しない限り、以後、その個人データの取扱いをしない。
2. 個人データがダイレクトマーケティングの目的のために取扱われる場合、データ主体は、いつでも、そのようなマーケティングのための自己と関係する個人データの取扱いに対して、異議を述べる権利を有する。その取扱いは、そのようなダイレクトマーケティングと関係する範囲内で、プロファイリングを含む。
3. データ主体がダイレクトマーケティングの目的のための取扱いに対して異議を述べる場合、その個人データは、そのような目的のために取扱われてはならない。
4. 遅くともデータ主体への最初の連絡の時点で、第1 項及び第2 項に規定する権利は、明示的にデータ主体の注意を引くようにされ、かつ、他の情報とは明確に分けて表示されなければならない。
5. 情報社会サービスの利用の過程において、かつ、指令 2002/58/EC にかかわらず、データ主体は、技術的な仕様を用いる自動化された仕組みによって異議を述べる自己の権利を行使できる。
6. 第 89 条第 1 項により科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的で個人データが取扱われる場合、データ主体は、公共の利益のための理由によって行われる職務の遂行のためにその取扱いが必要となる場合を除き、自己の特別な状況と関連する根拠に基づき、自己と関係する個人データの取扱いに対して、異議を述べる権利を有する。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 海外動向(GDPR)

GDPR22 条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思

1. データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。

2. 第1項は、以下のいずれかの決定には、適用されない

(a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合

(b) 管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定めるEU法又は加盟国の国内法によって認められる場合。
又は

(c) データ主体の明示的な同意に基づく場合

3. 第2項(a)及び(c)に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。

4. 第9条第2項(a)又は(g)が適用され、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の保護を確保するための適切な措置が設けられている場合を除き、第2項に規定する決定は、第9条第1項に規定する特別な種類の個人データを基礎としてはならない。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 開示しないでよい例外

◆ 但し、以下の場合には部分開示又は全部不開示で良い（**義務の例外**、28条2項1-3号）

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 例) ストーカー被害に遭う恐れ、虐待者に被虐待者の情報を教える、病状が悪化する場合、他の法人の企業秘密を明らかにしてしまう場合等
 - 個人だけではなく法人の権利利益を害する恐れも含む。生命・身体・財産以外であっても法律上保護に値する利益を害する蓋然性があれば、この例外に当たる
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 例) 自社の企業秘密が明らかになる場合、試験・検査・評価の不正を助長する恐れがある場合等
 - 通常の支障ではなく著しい支障でなくてはダメ(同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合等)。単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない
- ③他の法令に違反することとなる場合
 - 例) 刑法134条秘密漏示罪に当たる場合、電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反等

◆ 上記以外の場合でも、そもそも「**保有個人データ**」に該当しない場合は開示義務の対象外

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 対象＝保有個人データ

◆ 対象は、保有個人データ(28条1項、2条7項)

- この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

◆ 個人情報保護法上の「情報」の概念

個人情報 > 個人データ > 保有個人データ

- 個人情報**：広い(生きている人の情報で誰の情報かがわかる情報のことすべて)
- 個人データ**：個人情報のうち、検索性があつて体系的に構成されているもの
- 保有個人データ**：大体個人データと同じ。
個人データから、権限がないものと6月以内に消去するもの等を除いたもの

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 保有個人データ ／ 個人情報

定義

「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう(2条1項・2項)。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- ② 個人識別符号が含まれるもの

※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

誰の情報かわかるもの

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応

個人データ / 個人情報

個人データ

- この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

個人情報データベース等

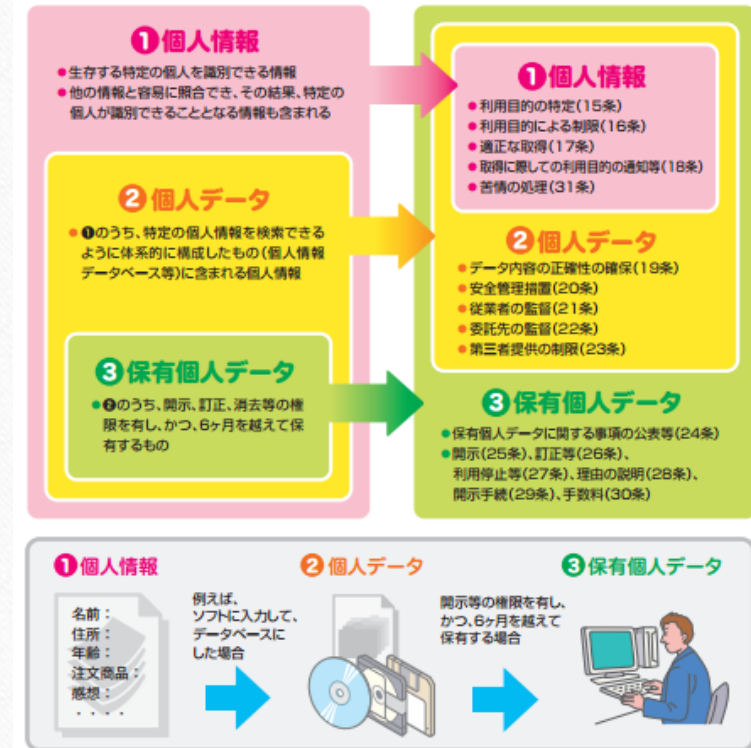
- この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

POINT ⇒

検索性

体系的構成



個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 対象＝保有個人データ

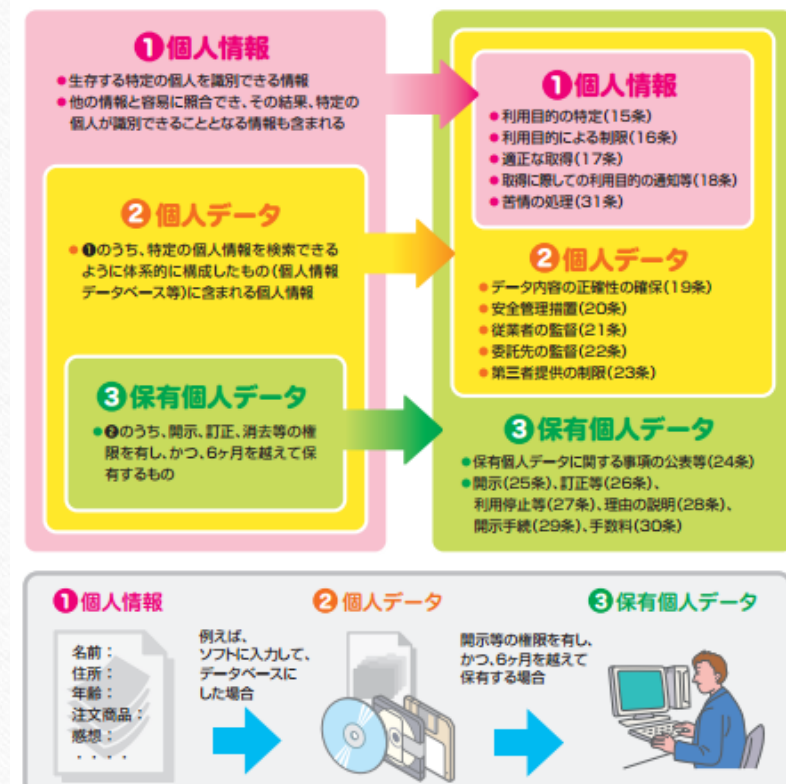
● 保有個人データ

- この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間(六月)以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

POINT ⇒

開示等の権限

6月超え



個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 対象＝保有個人データ

保有個人データに当たらないもの (法2条7項・施行令4・5条)

- 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有さないもの (法2条7項)
 - 例) 受託して預かっているだけの個人データ (法2条7項・施行令4条)
- 存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの
 - 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの 例) 犯罪・不正
 - 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの 例) 武器関連
 - 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの 例) 振り込め詐欺情報
- 一年以内の政令で定める期間 (六月) 以内に消去することとなるもの (法2条7項・施行令5条)
 - ← **法改正により、この例外が認められなくなる！**

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 本人(消費者等)の不満

- 中間整理9・11ページ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf
 - 業者に対する不満等のうち、開示されなかったことに関する不満等が最も多く寄せられている。
 - このほか、開示手続の遅延等の事業者の対応に関する不満、一部不開示とされたことや開示された文書等の内容が請求者の認識と異なっていたことなどの開示請求の結果に関する不満、開示手続において事業者から提出を求められた書類の種類等や手数料の金額が妥当でないなどの開示手続に関する不満等もあった。
 - 要望等としては、開示請求者の利害に関わる場合、当該請求者が開示に係る個人情報の「本人」でなくても開示されるようにするべきといった開示請求権者の範囲の拡大を求める意見等
 - 一部事業者の対応について消費者からの不満が見られる状況にあり、また、開示請求に応じなくてもよい場合を法定する例外規定の拡大解釈とも受けとれる不適切な対応事例が見られた。

個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 改正の予測・見通し

ポイント1) 開示の適正化が規制当局に注視される

- 相談ダイヤルには事業者に対する不満が多く寄せられており、また開示請求権は重要な権利であることから、個人情報保護委員会として引き続き事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知を行う(大綱9ページ)

ポイント2) 開示方法のデジタル化

- 本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付ける。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付ける(大綱10ページ)
- 現行法は、原則書面、但し請求者が同意した方法があるときは、当該方法とされている(法28条2項・施行令9条)。

ポイント3) 開示対象の拡大

- 現在、開示対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に(大綱11ページ)

利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

本人からの請求を受け、保有個人データについて利用しないか、消去するか、第三者提供を停止

個人情報重要ポイント(2)

利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

利用停止等請求対応 (利用停止等＝利用停止、消去)(第三者提供停止は利用停止等の定義に含まれないものの同じ条項中に規定)

本人からの請求により、
保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者提供を停止しなければならないという対応

- ◆ 対応しなければならない場合は次の通り(個人情報保護法30条1・2・3項)→以降のスライドで詳解
 - 目的外取扱い(個人情報保護法16条違反) → 保有個人データを**利用しないか、消去する**(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)
 - 不適正取得(個人情報保護法17条違反) → 保有個人データを**利用しないか、消去する**(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)
 - 第三者提供制限違反(個人情報保護法23条1項違反) → 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)
 - 外国提供違反(個人情報保護法24条違反) → 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)
- ◆ 例外＝義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合、又は義務の例外に当たる場合は、対応しなくても良い
 - 保有個人データ:7ページ、12ページ もっとも、本人にとってより良い対応を行うべき
 - 義務の例外:保有個人データを利用しないか消去するか第三者提供を停止するのに多額の費用を要する場合やその他の理由で**利用停止等を行うことが困難**な場合であって、**かつ本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき**(個人情報保護法30条2・4項但書)
- ◆ 利用停止等や提供停止をした場合、しない場合ともに、本人に遅滞なく、その旨を通知しなければならない(個人情報保護法30条5項)

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

目的外取扱い(個人情報保護法16条違反) ➡ 保有個人データを**利用しないか、消去する**(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)

「目的外取扱い」とは何か

- 利用目的に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは違法。
- ただし、法律で狭い範囲ではあるが、目的外利用が可能な場合が認められている(個人情報保護法16条)。

どのような対応が必要か

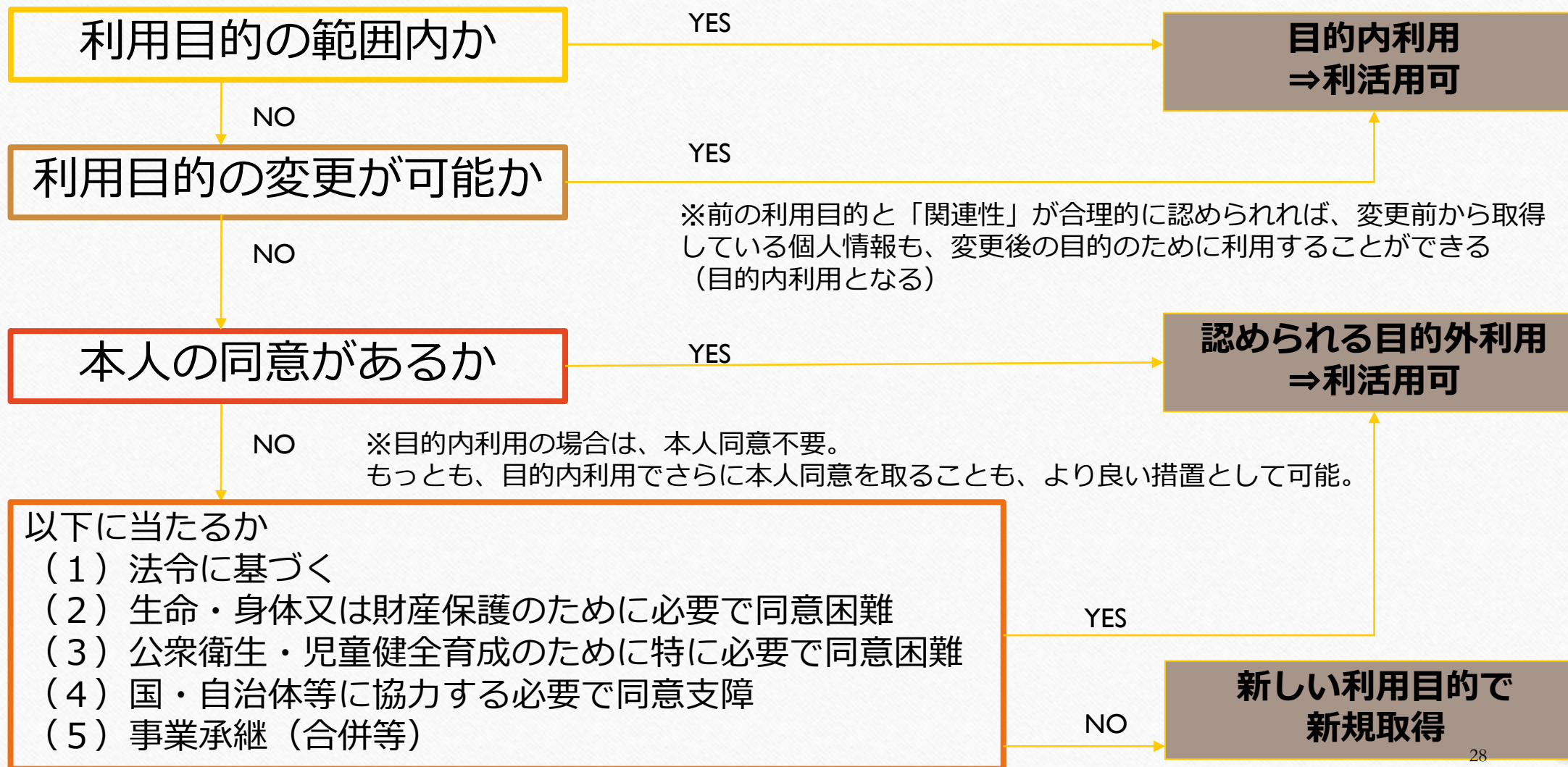
- 目的内利用か、法律で認められた目的外利用以外は違法(なお、合法的に利用目的を変更した場合は目的内利用となる)。この違法行為を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去する必要がある。

条文

- (利用目的による制限)
第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

参考: 個人情報利用の検討フロー

http://www.miyauchi-law.com/f/191126pii_zenpan.pdf 39-50ページ参照



個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

不適正取得(個人情報保護法17条違反) ➡ 保有個人データを**利用しないか、消去する**(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)

「不適正取得」とは何か

- 偽りその他不正な手段による個人情報の取得は違法。また要配慮個人情報の場合、同意以外で取得できる場合が法律で限定されている(個人情報保護法17条)。

どのような対応が必要か

- 違法な個人情報/要配慮個人情報の取得を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去する必要がある。

条文

- (適正な取得)
第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

参考：要配慮個人情報

要配慮個人情報

人種	本人の人種(法2条3項)	例) アイヌ
信条	信条(法2条3項)	例) 政治的思想
社会的身分	社会的身分(法2条3項)	
障害・健康等	障害(法2条3項、政令2条1号) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の規則で定める心身の機能の障害*があること	例) 療育手帳を交付され所持している
	病歴(法2条3項)	例) ガンに罹患
	診療等(法2条3項、政令2条3号) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	例) インフルエンザのため、2月11日にA病院内科を受診した
	健康診断等の結果(法2条3項、政令2条2号) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(「医師等」)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(「健康診断等」)の結果	例) 健康診断の結果、ストレスチェックの結果、特定健康診査の結果

参考：要配慮個人情報

要配慮個人情報

犯罪等	犯罪の経歴(法2条3項)	例) 強盗の前科2犯
	刑事事件(法2条3項、政令2条4号) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	例) 窃盗を被疑事実として逮捕された
	少年事件(法2条3項、政令2条5号) 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと	例) 少年時代に傷害で審判を受けた
犯罪被害	犯罪により害を被った事実(法2条3項)	例) 空き巣に入られた

法律による規制

- 原則として本人の同意を得て取得・提供
 - 実務的には、**オプトアウトによる第三者提供・取得の禁止**(23条2項・17条2項)

但し、金融ガイドラインに注意！

参考：要配慮個人情報を取得・提供できる場合

類型	場合	取得	提供
法23条1項類型	同意	○(法17条2項柱書)	○(法23条1項柱書)
	法令に基づく場合	○(法17条2項1号)	○(法23条1項1号)
	人の生命・身体・財産の保護のために必要で、 同意を得ることが困難	○(法17条2項2号)	○(法23条1項2号)
	公衆衛生の向上・児童の健全な育成推進のために 特に必要で、同意を得ることが困難	○(法17条2項3号)	○(法23条1項3号)
	国・自治体・受託者に協力する必要がある、 同意を得ると支障のおそれ	○(法17条2項4号)	○(法23条1項4号)
	オプトアウト	×(法17条2項になし)	×(法23条2項)
非第三者 (法23条5項類型)	委託	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項1号)
	事業承継	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項2号)
	共同利用	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項3号)
法17条2項類型	公開(by本人・国・自治体・規則)	○(法17条2項5号)	—
	本人を目視又は撮影して、外形上明らかな 要配慮個人情報を取得する場合(政令7条1号)	○(法17条2項6号・政令7条1号)	—

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

第三者提供制限違反(個人情報保護法23条1項違反) ➡ 保有個人データの第三者への提供を停止する(遅滞なく)

「第三者提供制限」とは何か

- 個人データの外部提供(社外への提供)は法律で制限されている。
- 認められるのは、同意、法令に基づく、生命・身体・財産の保護、公衆衛生・児童育成、国等への協力、オプトアウトの場合(個人情報保護法23条1・2項)。
- また、委託・事業承継・共同利用の場合は「第三者」に当たらないとして外部提供可(個人情報保護法23条5項)。

どのような対応が必要か

- 違法な個人データの第三者提供を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの第三者提供をやめる必要がある。

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

第三者提供制限違反(個人情報保護法23条1項違反) ➡ 保有個人データの第三者への提供を停止する(遅滞なく)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～4 オプトアウトの規定のため略

←オプトアウトの場合、そもそも本人から請求があれば提供を停止しなければならない。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

←第三者に当たらないため、利用停止等が求められる条項から抜けているが、仮装委託、不法共同利用等の場合は、そもそも23条5項を満たさずに23条1項違反となるので、結局、結論としては同じで、利用停止等が求められることになる。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

参考：個人データを提供できる場合

ルール 第三者に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(23条)。

ポイント① 対象は「個人情報」ではなく「個人データ」

ポイント② 本人同意を得なくても、提供できることが法律上認められている

提供できる場合

① 本人の**同意**がある場合(法23条1項柱書)

- 書面でなくてもよい
- Webサイトでチェックボックスにチェックしてもらうなどの方法も可
- 口頭でもよいが、重要度によって、原則として記録が残せる形が良い

② **法令**に基づく場合(法23条1項1号)

例) 令状に基づき裁判所に提出

③ 人の**生命、身体**又は**財産の保護**のために**必要**がある場合であって、本人の**同意を得ることが困難**であるとき(法23条1項2号)

例) 災害時、意識不明時、重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する等

参考：個人データを提供できる場合

提供できる場合

- | | |
|--|--|
| ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項3号) | 例) 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供、児童虐待の情報提供 |
| ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法23条1項4号) | 例) 統計法に定める一般統計調査に協力する |
| ⑥ オプトアウト(法23条2項) | 例) 一定事項を通知等要。本人に求められれば提供を止める |
| ⑦ 委託(法23条5項1号) | 例) データ入力業者への委託、印刷業務の委託 |
| ⑧ 事業の承継(法23条5項2号) | 例) 合併先の会社 |
| ⑨ 共同利用(法23条5項3号) | 例) 一定事項を通知等必要。病院と訪問看護ステーション |

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

外国提供違反(個人情報保護法24条違反) ➡ 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)

「外国提供違反」とは何か

- 外国は個人情報保護法が適用できる場合が限られる(個人情報保護法75・78条参照。日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していれば個人情報取扱事業者にあたる)ため、外国に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(平成27年改正事項)。
- 外国提供が可能な場合は、次の通り(個人情報保護法24条)。
 - ① あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の**同意**を得た場合
 - ② **適切な国**として認められているところへの提供(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める国への提供)
= EU https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf
 - ③ **適切な体制**を整備しているところへの提供(個人データの取扱いについて個人情報保護法第4条第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供)
= 契約・内規・APEC CBPR
 - ④ 個人情報保護法**23条1項各号**に掲げる場合
- 委託・事業承継・共同利用(第三者にあたらない場合)も、外国提供規制下にあるので①から④にあたらないといけない

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 利用停止等対応が必要な場合

外国提供違反(個人情報保護法24条違反) ➡ 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)

どのような対応が必要か

- 違法な個人データの外国提供を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの第三者提供をやめる必要がある。

条文

- (外国にある第三者への提供の制限)
第二十四条 個人情報取扱事業者は、**外国**(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)**にある第三者**(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 本人(消費者等)の不満

- 中間整理18ページ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf
 - 利用停止等に関しては、相談ダイヤルに寄せられる意見や、タウンミーティングにおける議論でも、消費者からは、自分の個人情報を事業者が削除・利用停止しないことへの強い不満が見られる。
 - 平成27年改正法により、個人情報取扱事業者は、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去する努力義務が追加された(個人情報保護法第19条)。このような法令上の要請に応じてデータの最小化を行う事業者も多いと考えられるが、必ずしもそのような対応を行っていない事業者も存在することが想定される。今後、企業の実務上の問題を整理する必要がある。
 - 利用停止等については、消費者側からの根強い要望に対して、個人の権利を保護していく観点からどのようにすれば一定の対応が可能か、企業側の実態も踏まえつつ、具体的に検討していく必要がある。

個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 改正の予測・見通し

ポイント1) 義務の範囲が広がる

- 事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する**本人の関与を強化する観点**から、**個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に**、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る**要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる**(大綱8ページ)
- また現在、対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も義務の対象に(大綱11ページ、開示と同様)
- ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する(大綱9ページ)
↑この点は、現行法と変わらない。

ポイント2) 現実的に対応不可能なことを求められるわけではない

- 消去については、例えば、(本人の請求に基づき消去した事実を含め)完全に消去してしまうと、事業者は、過去に消去請求をした者であるという事実を含め、当該本人に関する情報を一切保有しないことになるが、その後、再び当該本人の個人情報を取得した場合に当該個人情報を利用することの可否等の消費者の利便や実務上の論点もある(中間整理18ページ)。
- 事業者によっては、安全管理上の理由等から、個人情報データベース等を部門ごとに別々に管理している場合もあり、このような場合に全部門の個人データを容易に名寄せし、利用停止等ができるような体制になっているかという論点もある(中間整理18ページ)。

参考) プライバシーマーク

- Pマークでは、利用停止等を本人が希望したら、原則としていつでも応じることとしている(中間整理12ページ)。

訂正・追加・削除請求対応

本人からの請求を受け、保有個人データの内容を内容訂正、追加、削除(「訂正等」)

個人情報重要ポイント(3)

訂正・追加・削除請求対応

訂正等請求対応

本人からの請求により、保有個人データの**内容が事実でない**ときに、保有個人データの**内容を内容訂正、追加、削除**(「訂正等」という)しなければならないという対応

- ◆ 請求を受けたら、以下を行う義務がある
 - 利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行う
 - 調査結果に基づき、内容訂正、追加又は削除しなければならない
- ◆ 利用目的からみて訂正等が必要ではない場合や保有個人データが誤りである 旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。
- ◆ また、義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合は、対応しなくても良い
 - 保有個人データ:7ページ、12ページ もっとも、本人にとってより良い対応を行うべき
- ◆ 訂正等をした場合、しない場合ともに、本人に遅滞なく、その旨を**通知**しなければならない(個人情報保護法29条3項)。

個人情報重要ポイント(4)開示・利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除請求対応

改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
 - 特に対応フロー、対応状況、開示/全部不開示/部分不開示の実績確認、利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除の実績確認、対象、請求方法(書面/IT)、開示方法(書面/IT)、プライバシーポリシー等の記載内容
 - 個人情報保護法上のものではなく、DM停止、メール配信停止等の対応も合わせて確認する
- ギャップ分析
 - 現在の自社対応と、現行法でやるべきこととの間にギャップがないかどうかの念のための確認
- 苦情・質問等の検討
 - 本人(消費者等の個人情報の対象者)等からの苦情状況の確認
 - 従業者・対応者からの質問・実務対応上困難を感じている点などの確認
 - これらなどを通して、現状の改善点はないかどうか検討する
- プライバシーポリシー等の記載に誤り・改善すべき点はないかの確認 等
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、開示に関する改正箇所を確認し、対応としては、開示方法のデジタル化と開示対象拡大だけかどうかを確認する
- 利用停止等について、どの程度、義務が広がっているかを確認する
- 訂正等については、特に法改正事項がないのかどうかを確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- やるべきこと1と合わせて従業者教育 等

個人情報重要ポイント(5)

海外動向

前のスライドで済

個人情報情報の漏えい

- 6. 漏えい時に個人情報保護委員会へ届け出る義務があるか
- 7. 漏えい時の制裁(罰則が科せられるか)
- 8. 漏えい時の制裁(行政制裁がなされるか)
- 9. 漏えい時の制裁(民事訴訟で敗訴するとどのような対応が必要か)
- 10. GDPRでの漏えい時の報告・制裁

個人情報重要ポイント(6)

漏えい時に届け出る義務があるか

改正前		改正見通し
個人情報 ・個人情報に関しては、個人情報保護委員会に<u>届け出る義務はない</u> ・<u>本人への通知義務もない</u> ※もっとも漏えいに備えた体制作りは安全管理措置の一環、かつ届け出も通知もやった方が良いことは確か	→	・<u>一定の場合*に届け出義務あり</u>(大綱15ページ) *一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定 **日数・時間数制限は設けずに「速やかに」とする ・<u>本人への通知が原則義務</u>(大綱16ページ) 本人への通知が<u>困難</u>で、本人の権利利益を保護するため必要なこれに<u>代わるべき措置</u>をとるときは、通知しなくても良い
マイナンバー マイナンバーに関しては、一定の場合*に報告義務あり * 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(重大事態)**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告する義務がある **《重大事態》 ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態 ② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を 超える事態 ③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態 ④ 従業員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態	→	https://www.ppc.go.jp/legal/rouci/ 同じ(改正なし)

個人情報をめぐる制裁

刑罰

行政制裁等

民事制裁

レピュテー
ションリスク

プライバシー
マーク

個人情報重要ポイント(7)

漏えい時の制裁(罰則が科せられるか)

個人情報保護法に基づく刑罰

- ◆ 不正提供・盗用
 - ・ 業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき(個人情報保護法83条)
- ◆ 命令違反
 - ・ 個人情報保護委員会による命令に違反したとき(個人情報保護法84条)
- ◆ 検査妨害等
 - ・ 個人情報保護委員会等に報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(個人情報保護法85条1号)

※ 個人情報の取得元や保有者等が地方公共団体や国立病院、独立行政法人等、行政機関の場合、個人情報保護条例や独立行政法人等個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等に定められた刑罰が科される可能性がある

※ また不正競争防止法や刑法等、個人情報保護法制とは別法で罰せられる可能性もある

個人情報重要ポイント(7)

漏えい時の制裁(罰則が科せられるか)

◆ 漏えいだけでは刑罰は科されないのが原則

- 漏えい等といっても、書類を電車やタクシーに置き忘れた、USBメモリを紛失した、メールを誤送信した場合でも、漏えい等に当たる可能性あり
- 刑罰は最終手段なので、謙抑性を有する
- もっとも、刑罰の話であって、行政制裁、民事制裁、消費者感情悪化等は別の話

◆ 漏えいで刑罰が科される場合

- 不正提供、盗用:例えばベネッセ事件のように関係者が個人情報を売却したなど
- 命令違反:個人情報保護委員会から改善命令を受けたのに従わないなど
- 検査妨害等:個人情報保護委員会による立入検査を妨害するなど

◆ 通常業務を行っていれば上記行為はありえないはず

◆ 対策

- 盗用等の不正行為が行われないような従業員教育・監督
- 退職者であっても刑罰の対象(退職したら個人情報にアクセスできないことを担保する技術的対策や運用ルール、誓約等の措置)

個人情報重要ポイント(8)

漏えい時の制裁(行政制裁がなされるか)

個人情報保護法に基づく行政制裁等(広義を含む)

- ◆ 助言・指導(個人情報保護法41条)
- ◆ 勧告(個人情報保護法42条1項)
- ◆ 命令(個人情報保護法42条2・3項)
- ◆ 厳密な意味での行政制裁ではないが、立入検査・報告徴収(個人情報保護法40条1項)
- ◆ 過料
 - ・ 個人データの提供をする際に取得の経緯等を偽った場合(個人情報保護法88条1号)

※ 個人情報の取得元や保有者等が地方公共団体や国立病院、独立行政法人等、行政機関の場合、個人情報保護条例や独立行政法人等個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等に定められた行政制裁等がなされる可能性がある

※ このほか、事業所管官庁による行政制裁等がなされる可能性もあり(金融庁、厚生労働省など)

個人情報重要ポイント(8)

漏えい時の制裁(行政制裁がなされるか)

- ◆ 不適切事案のレベル感によって、行政制裁等のレベルも変わってくる可能性
 - 1件のメール誤送信、1枚の名刺を社内で紛失したという場合
 - 大量の個人情報を漏えいしたり、従業員が悪用したという場合
 - 個人情報の内容、量、態様、影響度合い、講じていた安全管理措置(個人情報保護法20条)の内容など
 - 漏えいに限らず、不適切事案全般に対して行政制裁等
 - 重い行政制裁は、事業廃止命令や業務停止命令、業務改善命令等(発出された事例あり)
 - なお、不適切な行為がなくても、報告徴収・立入検査等がなされる可能性はある
- ◆ 対策
 - 個人情報保護法上の義務を再確認
 - 不適切な行為を防止するよう体制・規程・従業員監督・委託先監督その他の運用を徹底
 - インシデント発生後は速やかに被害を最小限に抑える方策を取り、真摯に対応する

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

個人情報保護法に基づく民事制裁(広義を含む)

- ◆ 民事訴訟による損害賠償請求等
- ◆ 和解
- ◆ 自主的なお詫び
- ◆ 契約解除・入札禁止 などなど

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

要配慮個人情報(信条・犯罪)の流出

- ◆ 公安テロ情報流出被害国家賠償請求事件 東京地判平成26年1月15日判タ1420号268頁
- ◆ 結論:500万円の損害賠償を認める(1人のみ200万円)。なお、このほか1割の弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案:インターネット上に公安情報と思われるデータが流出。国籍, 出生地, 氏名, 性別, 生年月日(年齢), 現住所, 勤務先及び使用車両、旅券番号、在留資格, 本国住所, 在留期間、我が国における住所歴及び通学・勤務先歴, 「身体特徴」として, 身長, 体格, 髪, ひげ, 眼鏡の有無等, 「家族交友関係」として, 訴外人1名以外の者につき, その家族の氏名, 生年月日, 勤務先及び住所が記載され, また, 一部の者については, 「免許関係」として, 保有する免許の種別, 取得年月日及び免許番号, 「犯罪情報」として, 検挙年月日, 罪名, 検挙署及び処分結果が記載されているほか, 「容疑」, 「対応状況及び方針」, 「所属団体」, 「地位・役職・役割等」, 「モスクへの立ち入り状況」, 「立ち寄り徘徊先」, 「行動パターン概要」という項目についての記載欄も設けられ, このうち「容疑」と「対応状況及び方針」については全員につき記載がされ, 一部の者についてはその余の項目の記載もされた上で, 顔写真が添付されたデータなどが含まれていた。特定のイスラム教徒との交友関係等が具体的かつ詳細に記載された書面もあった。
- ◆ 第三者が見れば, 原告らがテロリスト若しくはその支援者であるか, 又は少なくとも警察からその疑いをかけられているとの印象を抱くことは避け難い。
- ◆ 20を超える国と地域の1万台以上のパソコンにダウンロードされた

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

個人情報漏えいに伴う民事裁判例の事例は意外と少ない

エステ顧客情報の流出

- ◆ 東京地判平成19年 2月 8日判タ 1262号270頁
- ◆ 結論: **3万円の損害賠償**を認める(**1万7000円の場合も**)。なお、このほか弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案: エステサロンの顧客情報が流出
- ◆ 氏名, 住所, 電話番号及びメールアドレス, 職業, 年齢, 性別, 関心を有していたコース名, 回答の内容等やそれらの情報が蔵置された電子ファイル名, 被告が原告らを識別するために付した番号が流出?

地方公共団体 住民情報の流出

- ◆ 大阪高裁平成13年12月25日
- ◆ 結論: **1万円の損害賠償**を認める。なお、このほか弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案: 地方公共団体の再々委託先従業員が住民基本台帳のデータを不正にコピーしてこれを名簿販売業者に販売する等して、インターネット上でその購入を勧誘する広告が掲載された

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

- ◆ 不適切事案のレベル感によって、損害賠償額も変わってくる可能性
 - 前述の損害賠償額は1人当たりなので、漏えい人数が多いと積算で高額になる
- ◆ 損害賠償以外にも多額の費用を要する可能性あり
 - 事実調査・原因究明や再発防止策の検討・実装、会見等の実施、自主的なお詫び等
 - ベネッセでは、2014年に260億円の特別損失を計上し、顧客への補償に200億円、おわび文書の発送や事件の調査、セキュリティ対策などに60億円を充てる旨の報道がなされている
https://www.nikkei.com/article/DGXLASGD31H1G_R30C14A7EA2000/
- ◆ 対策
 - 不適切な行為を防止するよう体制・規程・従業員監督・委託先監督その他の運用を徹底
 - 技術的対策も十分に行う
 - インシデント発生後は速やかに被害を最小限に抑える方策を取り、真摯に対応する
 - 保険加入等も検討？

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

レピュテーションリスク等(広義を含む)

- ◆ 報道での批判
- ◆ SNS・電話等による批判
- ◆ 謝罪
 - ASKA氏乗車のタクシー事案では、代表取締役社長名での謝罪<https://news.livedoor.com/article/detail/12352797/>
- ◆ サービス変更
 - Yahoo!スコア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1909/09/news075.html>
- ◆ サービス廃止
 - リクナビDMPフォロ https://job.rikunabi.com/2021/contents/article/edit~dmp_follow~index/u/?original=1
- ◆ 事業撤退
- ◆ 顧客減少
 - ベネッセの通信講座「進研ゼミ」の会員数は、2012年4月まで400万人程度で推移していたが、個人情報漏えい事案後、2015年4月には271万人に、2016年4月には243万人まで減少したとも報道されている
<https://business.nikkei.com/atcl/report/15/110879/051100341/?P=1>
- ◆ 消費者感情の悪化などなど

個人情報重要ポイント(9)

漏えい時の制裁(民事訴訟等)

- ◆ 個人情報保護法制上の義務を適正に履行する もはや漏えいにだけ気を付ければ良い時代ではない
- ◆ 個人情報保護法上仮に適法であったとしても、個人の感情から見て不適当な行為を厳に慎み、個人情報保護／プライバシー権保護を第一に考慮して事業を実施することが重要
 - ・ 個人情報保護法制は技巧的な部分も多い
 - ・ 細かい技術的な法規制を暗記したりこねくり回す必要はない
 - ・ 例えば、無理に「委託」構成、「共同利用」構成をとっても、違法・不適当
 - ・ 本人の立場に立って見たときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか
 - ・ 消費者目線・相手方目線を忘れない
 - ・ 従業者も悪気なく個人情報保護の観点から不適切な行為を行うこともあるので、企業としてチェック・確認を徹底する
- ◆ 個人情報への国民意識の高まりを常に意識する
 - ・ 時代とともに国民意識も変化する
(以前は電話帳ハローページで個人自宅電話番号が公開されていたなど)
 - ・ 個人情報保護の相談を受ける当職でも、年々、国民意識の高まりを感じる。昔は、個人情報を使って何が悪いのかという開き直りや、氏名を消せば個人情報には当たらないという誤解、気にしすぎ・誰もあなたの情報なんて欲しくないという思い込みもあった。
 - ・ 国民意識の高まりと同時に、近年は当職としても、個人情報を取り扱う企業における意識向上も強く感じる。

個人情報重要ポイント(10)

GDPR下での漏えい等

◆ 72時間以内の当局報告(GDPR33条)

個人データ侵害が発生した場合、管理者は、その個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがない場合を除き、不当な遅滞なく、かつ、それが実施可能なときは、その侵害に気づいた時から遅くとも72時間以内に、第55条に従って所轄監督機関に対し、その個人データ侵害を通知しなければならない。監督機関に対する通知が72時間以内に行われない場合、その通知は、その遅延の理由を付さなければならない。(33条1項)

◆ 本人への連絡(GDPR34条)

- 個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させる可能性がある場合、管理者は、そのデータ主体に対し、不当な遅滞なく、その個人データ侵害を連絡しなければならない。
- 第1項で定めるデータ主体に対する連絡は、以下の条件に合致する場合、これを要しない
 - 管理者が適切な技術上及び組織上の保護措置を実装しており、かつ、当該措置、特に、暗号化のような、データに対するアクセスが承認されていない者にはその個人データを識別できないようにする措置が、個人データ侵害によって害を受けた個人データに対して適用されていた場合
 - 管理者が、第1項で定めるデータ主体の権利及び自由に対する高いリスクが具体化しないようにすることを確保する事後的な措置を講じた場合;又は
 - それが過大な負担を要するような場合。そのような場合、データ主体が平等に効果的な態様で通知されるような広報又はそれに類する方法に変更される。
- 管理者がデータ主体に対して個人データ侵害をまだ通知をしていない場合、監督機関は、その個人データ侵害が高いリスクを発生させる可能性を検討した上で、その管理者に対し、そのようにすべきことを要求でき、又は、第3項で定める要件のいずれに該当するかを判断できる。

◆ 制裁金(GDPR83条)

- 以下の条項違反行為は、第2項に従い、1000万ユーロ以下の制裁金に服するものとし、又は、事業の場合、直前の会計年度における世界全体における売上総額の2%以下の金額、若しくは、いずれか高額の方の制裁金に服するものとする:
 - 第8条、第11条、第25条から第39条並びに第42条及び第43条による管理者及び処理者の義務;

個人情報重要ポイント(6)-(10)

漏えい 改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
 - 特に漏えい等時の対応フロー全般、対応状況(インシデント、ヒヤリハットの発生状況含む)、報告先、報告方法、本人への連絡方法、プライバシーポリシー等の記載内容
 - GDPR適用対象であれば、GDPRの対応についても合わせて確認する
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討
- 漏えい報告、本人通知について、どのようにフローに新しく盛り込むべきかどうかを検討

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、漏えい等報告に関する改正箇所を確認し、対応としては、報告義務と本人通知だけかどうかを確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- やるべきこと1と合わせて
従業員教育 等

WebサイトのCookie(クッキー)等への規制

- 11. Cookieへの規制がなされるか、個人情報保護法改正の見通し
- 12. Cookieへの規制がなされるか、公正取引委員会の動き
- 13. Cookieに対するヨーロッパでの規制

個人情報重要ポイント(11)

Cookie等規制改正見通し

改正前		改正見通し
Cookieの個人情報該当性 Cookieは、個人情報に 当たる場合 と 当たらない場合 がある - 個人情報に当たらない場合は、個人情報保護法の対象外 - 個人情報に当たる場合は、個人情報保護法の対象	→	同じ(改正なし)？
提供規制 自分にとって個人データに当たらない情報であれば、相手方にとって個人データに当たっても、提供規制の 対象外 かは不透明だった	→	提供規制の 対象 になる

見通し

Cookie全般に規制強化されるわけではない？

海外動向

GDPRではCookieは規制対象で、e-Privacy Regulationも検討中

- ・ クッキーウォールでは不適切？
- ・ クッキー規制は現実的ではない？

個人情報重要ポイント(11)

Cookie等規制改正見通し

- ターゲティング広告には、個人情報を使用される場合もあるが、個人情報を含まないユーザーデータのみが使用される場合が多い。例えば、クッキー等の識別子に紐づくユーザーデータであっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は個人情報となるが、従前、ターゲティング広告の多くでは、個人を特定しない形で行うことが業界の慣行となっていたところである。
- 端末識別子等を用いたビジネスモデルの実態は非常に複雑かつ多様である。ターゲティング広告のベースとなるウェブ技術は進化が著しく、本来、イノベーションを阻害することを避ける観点からも、まずは、自主ルール等による適切な運用が重要である。一方、可能な限り民間の自主性を活かしつつ、認定個人情報保護団体制度等を活用するなど効果的な執行の在り方を検討していく必要がある。
- さらに、個人の権利利益との関係で不適切な取扱いとして看過しがたい事態に対しては、委員会として適切な執行を行うとともに、制度の検証を行う必要がある。
- 端末識別子等であっても、会員情報等と紐付けられ特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法上の個人情報として取り扱われなければならない。しかし、事業者の中にはこの点について理解不足と思われる事例も散見されるため、今後、実態を注視しつつ、適切に周知・執行を行っていく必要がある(大綱23-24ページ)。

個人情報重要ポイント(11)

Cookie等規制改正見通し

- 一方、ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP (Data Management Platform)」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐付く個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより 個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供事業形態が出現している。
- 法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。
- 外部に提供する場合、提供部分単独では個人情報を成していなくても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者は、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課するという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである(一般に「提供元基準」と呼ばれている)。
- しかし、最近問題となっている「提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。(大綱24-25ページ)

個人情報重要ポイント(11)

Cookie等規制改正見通し

<図 1> アンケートスキームにおけるデータの流れ

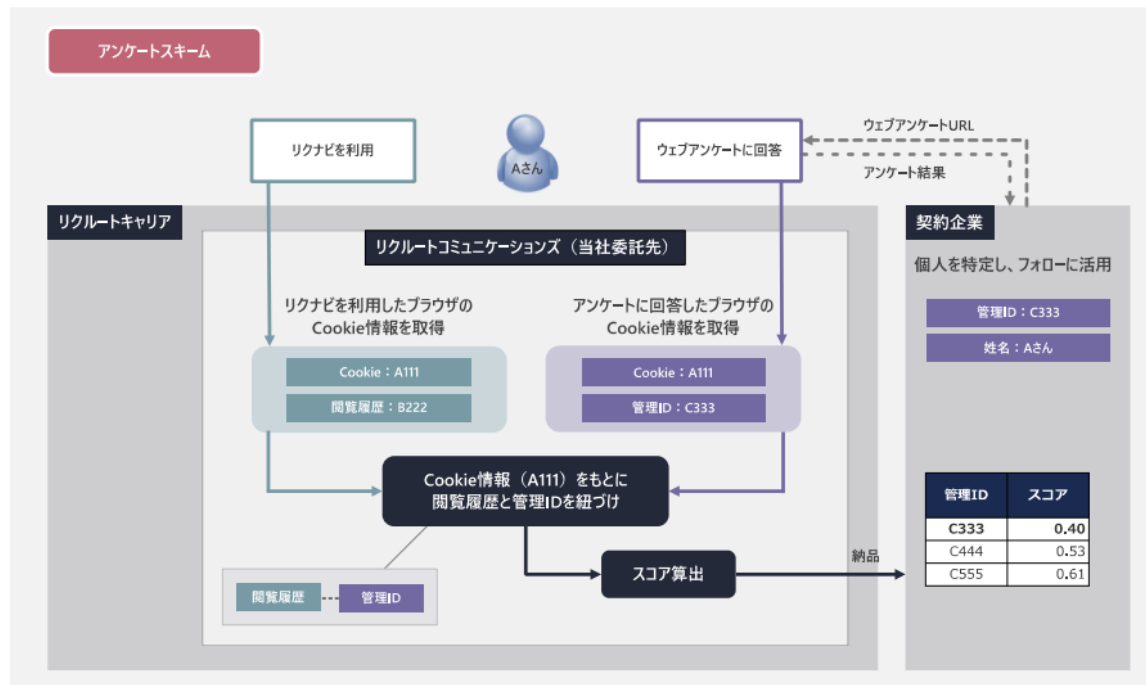


図1スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、図1の場合、氏名・住所等は保持していない
- 契約企業に提供する際は、管理IDとスコアのみ
- 契約企業では、管理IDから氏名等がわかる
- ※もっとも、別サービスのためリクルートコミュニケーションズ同一部署内で氏名等を保有しており、容易照合性から個人情報に該当(同社文書11ページ)

法解釈はどうなるか、どうあるべきか

<https://www.recruitcareer.co.jp/r-dmpf/>より

- 「提供元基準」を取ると、提供元である、リクルートコミュニケーションズにとっては個人データではない
- しかし、提供先においては個人情報として活用可能。
「提供元基準」「非個人情報構成」を用いた、不適切スキーム
- 「提供元基準」「非個人情報構成」を基に、個人情報保護法適用を逃れようとしても、結局炎上する
- 大きくとらえれば、誰が内定辞退しそうかどうかの予測を、顧客企業に売却しているわけであり、不法行為に該当しそう。細かい点や技巧的解釈をこねくり回すよりも、ビジネスを大きく捉えたときに、一般人が本人の立場に立って見たときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか、消費者目線・相手方目線を忘れないようにする！

個人情報重要ポイント(11)

Cookie等規制改正見通し

＜図7＞ 誤認識に基づく個人情報の第三者提供の流れ

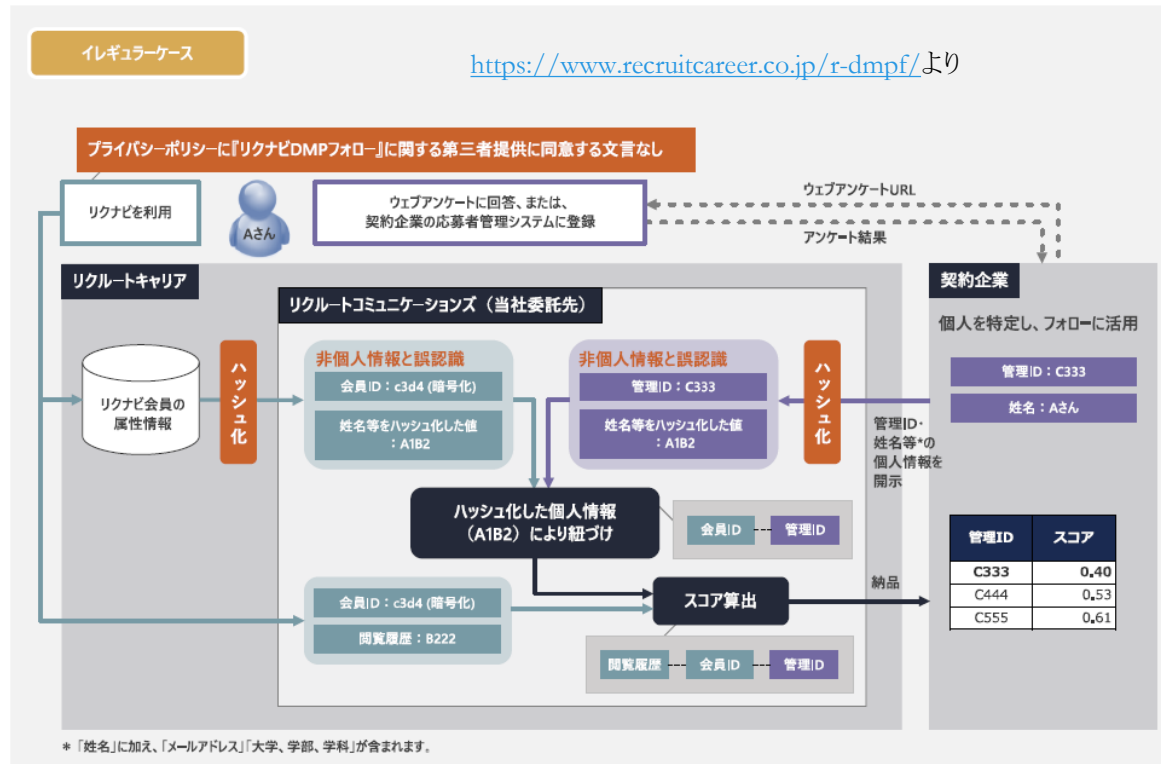


図7スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、氏名等は読めない（ハッシュ化）
- 氏名等が読めるのは、別会社のリクルートキャリアと、別会社の訳企業
- ただリクルートコミュニケーションズでも、氏名等は読めないものの同一人物かどうかはわかり、異なるID同士を氏名等ハッシュで紐づけられる（異なるIDでも同一人物のものか特定できる）

法解釈はどうなるか、どうあるべきか

- リクルートコミュニケーションズでは、個人情報ではないと誤認識したと公表
- またリクナビ側で同意を取得できていなかったケースがあったと公表
- いくら同意のチェックボックスを設けても、プライバシーポリシーや利用規約に記載していても、通常の合理的な人間なら同意しない内容を同意させるのは、「適切な同意」を取得できたとは言えないのではないか（ユーザは読まずに同意ボタンをクリックしている場合も）

個人情報重要ポイント(12)

Cookie等規制 公取

- 令和元年12月17日「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(独占禁止法2条9項5号)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html
 - Cookieに特化したものではないが、Cookie等の「個人情報」以外も対象になる
 - 「個人情報等」とは、「個人情報」及び「個人情報以外の個人に関する情報」をいう。例えば、ウェブサイトの閲覧情報、携帯端末の位置情報等は、一般には、それ単体では個人識別性を有しないため、個人情報保護法上の個人情報とは解されないとされている。
 - デジタル・プラットフォーム事業者(オンライン・ショッピング・モール、検索サービス、コンテンツ(映像、動画、音楽、電子書籍等)配信サービス、予約サービス、SNS、電子決済サービス等であって、「間接ネットワーク効果」(多面市場において、一方の市場におけるサービスにおいて利用が増えれば増えるほど、他方の市場におけるサービスの効用が高まる効果)を有するデジタル・プラットフォームを提供する事業者)が対象
 - 次ページ参照
- Cookie規制？
 - 朝日新聞 <https://www.asahi.com/articles/ASMBQ7JVNMBQULZU01H.html>
 - ITmedia <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1910/29/news119.html>
 - ↑優越的地位の濫用でCookieも包含？

個人情報重要ポイント(12)

Cookie等規制 公取

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」

(1) 個人情報等の不当な取得

- ア 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること
- ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること
- エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること

(2) 個人情報等の不当な利用

- ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること（同意を得た提供行為も含む）
- イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること

※ 上記に限らず、消費者に対して優越した地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者による個人情報等の取得又は利用に関する行為が、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

個人情報重要ポイント(13)

Cookie等規制 海外動向

- GDPR

前文(30) 自然人は、インターネットプロトコルアドレス、クッキー識別子、又は、無線識別タグのようなその他の識別子といったような、当該自然人のデバイス、アプリケーション、ツール及びプロトコルによって提供されるオンライン識別子と関連付けられうる。これは、特に、サーバによって受信されるユニーク識別子及びその他の情報と組み合わせられるときは、自然人のプロファイルをつくり出し、そして、自然人を識別するために用いられうる痕跡を残しうるものである。

- ePrivacy Regulation

- e-Privacy Directive改正、2019年10月にも改正Draft、2023年頃??
- 「自由な同意」 Cookie Wall, Tracking Wallは有効か?
- Directive on privacy and electronic communications (通称、e-Privacy Directive) の2009年の改正(同5条3項)により、ユーザに対して、クッキー等の目的などをわかりやすく説明した上で、ユーザの事前同意を得なければ、クッキー等は利用できないとされた
- 国内法(英の例) The UK introduced the amendments on 25 May 2011 through The Privacy and Electronic Communications (EC Directive) (Amendment) Regulations 2011、ICOがガイドラインを公表、他のDPAでも
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/04/10/120826>

個人情報重要ポイント(11)(12)(13)Cookie等規制 改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 自社で利用しているCookieについて今一度実態確認を
 - 使用Cookie・関連Webサイトの洗い出し
 - 個人情報に該当するものがないか
 - 不適切な取り扱いがないか
 - 特に、広告関連、第三者が関係しているCookieについて、提携先企業への照会等も必要に
- プライバシーポリシー、Cookieポップアップ等の記載を再確認
- GDPR適用はないかどうか再確認

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、Cookieに関する改正箇所を確認し、対応としては、提供先で個人情報となるものだけかどうかを確認する
- 広告業界等の対応を確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- Cookieの改善をするとすると、Webサイト 改修等が発生するので、予算・スケジュール確保等

名簿屋

- 14. 名簿屋から適法に個人情報を購入することはできるのか
- 15. 名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

個人情報重要ポイント(14)

名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

- 現行法では、名簿購入自体は違法ではない。
- 購入者側の法的問題
 - しかし、購入者には、**適正取得義務**(17条)、**確認義務・記録義務**(26条)等が課せられている。名簿屋による取得の経緯等を確認する必要があり、違法な取得方法を疑われる名簿を購入していたら、購入者自体が個人情報保護法違反になりうる(個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編)13ページ)。
- 名簿屋側の法的問題
 - 名簿屋にも、同様に、適正取得義務(17条)、確認義務・記録義務(26条)があり、当然適法に名簿を取得する必要がある。さらに加えて、名簿売却に係る第三者提供規制(オプトアウトがほとんどか？オプトアウトの場合届出&公表等)、利用目的規制(**利用目的**の特定等(15・16条)・**公表**等(18・27条))が課せられている。

個人情報重要ポイント(14)

名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

購入者の主な義務

- 適正取得

- 個人情報を偽りその他不正の手段により取得してはダメ → その名簿は大丈夫ですか、確認しましたか？
(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。(以下略)

- 確認義務・記録義務

- 個人データの提供を受ける際は、取得の経緯等を確認し、記録・保存しなければならない
→ 取得の経緯やオプトアウト届出などは確認しましたか？

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

参考：第三者提供を受けた/行った時の確認と記録

確認方法

① 氏名等の確認方法

- 例) 口頭/書面で申告を受ける、登記/HPを確認、法人番号から名称・住所を確認、信用DB、有報等を確認(記録GLP12)

② 取得の経緯:取得先の別(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、公開情報等)、取得行為の態様(本人から直接取得、有償取得、公開情報、紹介、私人として取得)

- 例) 契約書を確認、本人の同意を得ていることを誓約する書面の取得、HP、同意書面を確認
- 適法に入手されたものではないと疑われるのに提供を受けた場合、法17条1項違反のおそれ
- あくまで提供者の取得経緯を確認すれば足り、それより前に取得した者の取得経緯を確認する必要はない

③ 提供者が法を遵守していることについても確認することが望ましい

- オプトアウトの場合は、オプトアウト届出が公表されていることを確認し記録しなければならない

※ すでに確認・記録した事項と同一の場合は省略可

個人情報重要ポイント(14)

名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

名簿屋の主な義務

- 適正取得、確認義務・記録義務(名簿を取得する際の義務)に加えて、
- 利用目的の特定・公表等 ← 名簿を利用したり第三者提供したりする際の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。(略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 全ての保有個人情報の利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続(第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人情報の利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報重要ポイント(14)

名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

名簿屋の主な義務

- オプトアウト ← 名簿を売却する際の義務

- 届出・通知公表等・拒否対応などはきちんとできていますか？

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

- 提供記録 ← 名簿を売却する際の義務

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第二十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

個人情報重要ポイント(15)

名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- 名簿屋規制を強化してほしいとの消費者感情
- 名簿屋が個人情報保護法を適法に遵守していない実態も、個人情報保護委員会にて確認されている(以降のページ参照)
- 名簿屋規制が強化される見通し(大綱12-13ページ)
 - オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定
→名簿屋以外に、オプトアウトで個人データを第三者提供している事業者に影響がないか検討要
 - 個人データの第三者提供時・第三者からの受領時の記録を、本人が開示請求できるように
→取得元の確認を本人ができるようになる どの名簿屋が誰にいつ提供しているか本人がわかるように
 - 住所や屋号が変わった場合の変更届出
- 名簿屋への**執行強化**(大綱12ページ、中間整理14-16ページ)
 - 未届業者への臨場等ヒアリング、助言、指導、モニタリング
 - 確認・記録義務の履行等の業務実態についてもモニタリング

購入者への影響

名簿購入者に大きな義務が生じる改正ではないと見込まれるが、もし名簿を購入しているのであれば、現行法を遵守することは当然の義務だし、消費者感情を踏まえてさらに厳格に対応する必要がある

個人情報重要ポイント(15)

名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- 相談ダイヤルやタウンミーティングの中で対策の徹底を求める意見が多い。また、中間整理の意見募集でも、名簿屋対策についてより厳格な執行を求める意見が多く寄せられた。
- 確認・記録義務の履行が不十分な事業者や未だ届出のない事業者が存在することが分かった。また、本人がオプトアウトの可否を判断する手がかりとなる、オプトアウト手続に関する委員会への届出の内容と実際の業況が異なる業者が存在することも判明している。さらに、本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容が提供されているかどうかという点で、懸念がある。
- このような実態を踏まえ、委員会においては、届出を行っている全事業者に対し、届出書の記載内容の確認を求め、必要に応じて再届出を行わせている。今後も指導等を行った事業者の業務実態や未届事業者の把握を継続的に 行うなど、執行による名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく。(大綱11-12ページ)。
- 名簿屋としては、設立後20年以上の事業者が多く、従業員は2～20名程度、年間売上高は数百万円～1億円程度、数千万件～1億件の個人データを基に顧客ニーズに応じたリストを提供していた。また、主な取得元は、過去の住民基本台帳、同業者、同窓会名簿、主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産、金融業等であり、同業者間取引が行われているほか、名簿屋と購入者の仲介を行う「ブローカー」が存在。
- 名簿屋における業務状況としては、適正な取得を前提とすれば、住民基本台帳の閲覧禁止(平成18年)以降、新規の個人情報の入手は(公開情報を除き)困難となっており、当該台帳情報の利用価値がなくなれば、多くの名簿販売事業の継続が難しくなる傾向にある。また、個人情報保護法改正の影響及び同法の履行状況については、実態調査等により、3分の2程度の事業者においてはおおむね適切な取扱いがなされていることを確認した。一方、個人からの問合せへの対応においては、入手経路を回答しない事業者が存在した。(中間整理14-15ページ)

データの利活用

(取得・転用・解析・分析・機械学習・提供等)

- 16. 匿名加工情報とはどのようなものでどのような利活用が可能か
- 17. 非識別加工情報とはどのようなものでどのような利活用が可能か
- 18. 医療ビッグデータ(次世代医療基盤法)とはどのようなものでどのような利活用が可能か
- 19. 個人情報のままでの利活用のポイント(利用目的がカギ)
- 20. 個人情報のままでの提供が可能な場合(リクナビを踏まえて)

匿名加工情報

個人情報をだれの情報かわからなくして簡単な手続で活用・提供できるように仕組み

個人情報重要ポイント(16)

匿名加工情報

匿名加工情報の概要

- ◆ 個人情報を匿名加工する
- ◆ 誰の情報かわからなくさせることで、個人(消費者等)を保護
- ◆ 個人情報ではなくなり、簡単な手続で、内部での利活用や外部提供が可能

匿名加工情報の注意点

- ◆ 個人情報保護法の対象外となるわけではない。
すなわち、一切のルールが課されないわけではなく、一定のルールに従う必要がある。
もっとも、そんなに大変なルールではない。
- ◆ 法定の加工基準を満たす必要があるが、法定基準が厳格かつ抽象的。
自分が利活用したいデータが厳格な加工を施せるものか、適したものかを
十分検討する必要がある。

参考：個人情報等の種類（例）

生の個人情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1981/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

抽象化情報

・・・世間的イメージの匿名化は「抽象化情報」の段階で、個人情報のまま

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持したうえで日の削除

参考：個人情報等の種類（例）

匿名加工情報

.. 個人情報ではない

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持し
たうえで日の削除

上位・下位5%丸め処理

その他特異データの削除、ノイズ付加等

統計情報

.. 個人情報ではない

住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
千代田区五番町	高め(平均X)	男性55%	平均700万	既婚75%	あり55%
千代田区霞が関					
千代田区麴町					
千代田区神保町					

必ずしもここまで丸める必要はない

個人情報重要ポイント(16)

匿名加工情報

自社が保有する顧客情報について、顧客の属性ごとに購買履歴を分析したい場合

種類	個人情報	匿名加工情報
データの状態	易 - 誰の情報かがわかる状態でOK - 生データの状態でよい	難 誰の情報かがわからないように加工することが必要
ルール (目的外利用)	難 - 利用目的を確認する - 利用目的に「顧客動向分析」などとあれば、利用目的の範囲内で、分析可 - 利用目的の範囲外なら、本人の同意等、個人情報保護法16条に定める要件が必要 - 利用目的の事後変更もできるが、規制あり(関連性要)	易 利用目的の範囲内でも範囲外でもOK

個人情報重要ポイント(16)

匿名加工情報

種類	個人情報	匿名加工情報
ルール (安全管理)	難 義務(個人情報保護法20条)	普通 - 加工方法等については義務(個人情報保護法36条2項) - 匿名加工情報自体については努力義務(個人情報保護法36条6項・39条)
ルール (開示等)	難 - 本人から求めがあれば、保有個人データは原則開示が義務(個人情報保護法28条) - 訂正・利用停止請求も	易 開示不要(反対に、誰の情報かわからないので、本人特定ができず、開示できない)

個人情報重要ポイント(16)

匿名加工情報

他社が保有する顧客属性情報と自社が保有するデータを組み合わせて分析したいので、他社から情報を入手したい場合

種類		個人情報	匿名加工情報
前のスライドのルールに加えて.....			
ルール (提供)	難	- グループ会社等で共同利用の要件を満たす場合は、個人情報保護法23条5項3号で可 オプトアウト(拒否されたらやめる)でも、個人情報保護法23条2・3項で可能だが、社会的非難を浴びる可能性もある。また要配慮個人情報(健康診断結果、病院受診、病歴、犯罪歴等)はオプトアウト不可 本人同意が必要な場合も多い	易 - 以下の簡易な手続で可 - 提供時に情報項目&提供方法の公表 - 提供先に対し匿名加工情報であることの明示

参考：匿名加工情報にかかるルール

規制 総論	加工(36条1項)
	■ 規則で定める基準(住所の市町村以下を削除、特殊な情報の削除、ノイズ付加等)・ 認定個人情報保護団体による自主ルールに従って加工
	■ 要配慮個人情報も匿名加工情報にできる
	安全管理措置(36条2項)
	■ 削除した情報や加工方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理
	公表(36条3・6項・39条)
	■ 情報項目を公表。 匿名加工情報には開示等請求が認められていないため、公表によって、本人が関与
提供 規制	識別禁止 (36条5項・38条)
	■ 本人を識別するための行為をしない
	■ 自ら匿名加工情報を利活用することは可
	公表(36条4項・37条)
	■ 情報の項目と提供方法を公表 ■ 本人への通知や同意取得は不要
提供 規制	提供先に明示(36条4項・37条)
	■ 提供先である第三者に、提供情報が匿名加工情報であることを明示

行政 ビッグデータの 取得・活用 マニュアル

弁護士 水町雅子 [著]

個人情報、非識別加工情報、匿名加工情報、
オープンデータ、官民データ……
それぞれのちがひ、取得の手続きおよび
留意事項、利用ルールがわかる。
「公務員のやるべきこと」ガイド付き。

国・自治体を持つ
ビッグデータから
「価値」を抽出する！

日本法令

非識別加工情報

国・自治体の持つビッグデータ等をビジネス活用できる仕組み

個人情報重要ポイント(17)

非識別加工情報



店舗を新設したい。高収入の大人女性向けの店舗にしたい。
ターゲット層が近くに居住しつつも、類似店舗が少ない地域はどこだろうか。

国・自治体が持っているデータを活用してはどうだろう。住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などが国・自治体に情報としてあるはず。



個人情報だから取得できないのでは。

ビッグデータ等の利活用のために、「非識別加工情報／匿名加工情報」ができたはず。
個人情報ではなく（注）データを丸めて加工した情報を国・自治体から民間が取得できる。



（注）もともと、法律上、民間にとっては個人情報ではないデータだが、国・自治体にとっては個人情報である。

個人情報重要ポイント(17)

非識別加工情報

概要

- ◆ 官の持つデータを民間が利活用するためのしくみ
- ◆ 官が豊富かつ新鮮な大量のデータを保有するのは、公の利益のため。
官の持つデータ価値を民間に還元する。いわゆる「ビッグデータ等」の利活用のため。
- ◆ 提供を受ける民間においては、誰の情報かわからなくさせることで、個人(消費者等)を保護

利点

- ◆ 一般に広く公開情報とはなっていない情報を入手できる！
- ◆ 行政機関等が業務遂行の目的で保有する個人情報をもとに加工を行うため
 - ・情報が悉皆的であり個人の漏れがないこと
 - ・個人に対する情報の種類や蓄積量が多いこと
 - ・行政情報であるため情報が新鮮かつ正確であること

注意点

- ◆ 自分の欲しいデータが非識別加工情報の対象かどうか確認要。
- ◆ 行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法に従った手続(提案書の作成、審査、契約)が必要となる。手数料も必要で無料ではない。
- ◆ 自治体が豊富なデータを保有するが、現段階では、ごく少数の団体以外、条例化されていないと思われる。もともと今後は、「非識別加工情報」か「官民データ」か「オープンデータ」か、名称や形態は別として、官の持つデータ価値を民間に還元する流れが強化される見込み。

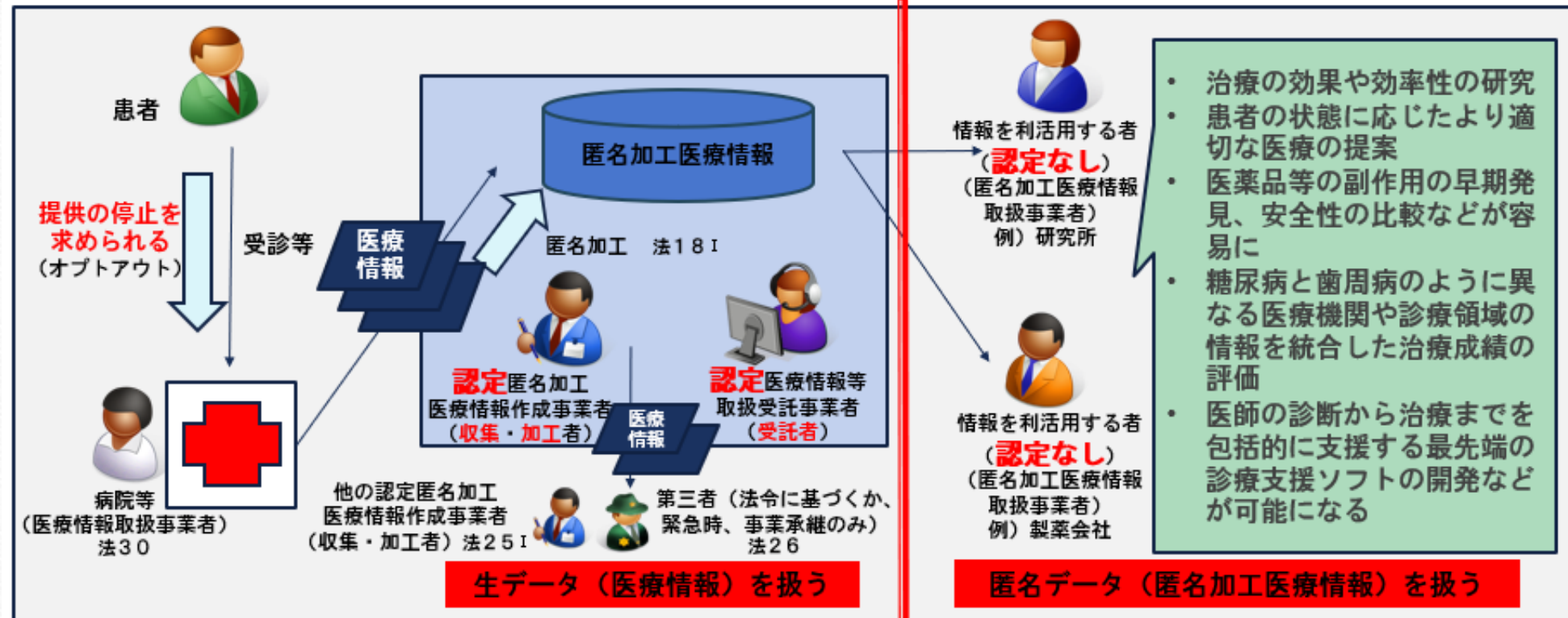


次世代医療基盤法

医療ビッグデータを簡単に活用できる仕組み

個人情報重要ポイント(18)

次世代医療基盤法(医療ビッグデータ)



個人情報重要ポイント(18)

次世代医療基盤法(医療ビッグデータ)

目標・効果	患者の健康状態・ QOLの改善	より質の高い医療	医学の発展	新サービスの実現	健康長寿社会の形成
背景	- AIの進化 - IT化の発展 - 医療ITの進展に伴い医療情報が電子データとして大量蓄積可				
懸念・不安	- 医療情報はプライバシー性が高い極めて重要な個人情報 - 個人情報保護が徹底されるのか - 反面、全データに必ず同意が必要とすれば、活用できるデータが少数にとどまり、大規模な研究等は難しく、医療分野の研究開発等が困難になる恐れ				

目標・効果を達成しつつ懸念・不安を解消するために



次世代医療基盤法(医療ビッグデータ法)の制定

個人情報重要ポイント(18)

次世代医療基盤法(医療ビッグデータ)

次世代医療基盤法のポイント

- ① 医療情報をそのままではなく、**匿名加工して誰の情報かわからなく**した上で研究開発などに役立てる
→万一漏えいしたり悪用されても、誰の医療情報かがわからないように厳格に匿名加工
→匿名加工方法は法律で定められていて、これを守らなければならない
- ② 患者本人は**拒否**することができる、患者が拒否すれば匿名加工医療情報を外部提供できない
→いつでも拒否できることで、患者の権利を保障
- ③ **大臣認定**を受けた事業者しか匿名加工医療情報を作成・提供することはできない
→安全・的確に加工等できる能力をもった適切な事業者か大臣認定。認定後もチェック。
- ④ 大臣認定を受けた事業者から委託を受けた業者が不正行為等をしないよう、**外部委託先も大臣認定**を受ける必要がある
→不適切な事業者へ外部委託されないようにする
- ⑤ 大臣認定事業者には高い管理基準等が求められ、安全管理体制等を厳格に整備する必要がある
→一度大臣認定を取得すればよいというものではなく、**問題があれば大臣認定が取り消され、事業が継続できなくなりうる**

個人情報重要ポイント(18)

次世代医療基盤法(医療ビッグデータ)

※利活用者が適切であることを認定事業者が確認することが求められている	認定匿名加工医療情報作成事業者(収集・加工者)	認定医療情報等取扱受託事業者(受託者)	匿名加工医療情報取扱事業者(利活用者)
大臣認定	○(8条)	○(29条、8条)	×
帳簿	○(13条)	○(29条、13条)	×
目的外利用の厳格化	○(17条)	○(29条、17条)	×
主務省令基準に従った医療情報の加工	○(18条1項)	○(29条、18条1項)	×
識別禁止	○(18条2項・3項)	○(29条、18条2項)	○(18条3項)
消去義務(努力義務ではない)	○(19条)	○(29条、19条)	×
安全管理措置	○(20条)	○(29条、20条)	△(次スライド参照)
従業者の監督	○(21条)	○(29条、21条)	×
従業者等の秘密保持義務	○(22条)	○(29条、22条)	×
委託先の監督	○(24条)	○(29条、24条)	×
第三者提供制限の厳格化	○(26条)	○(29条、26条)	×
苦情処理(努力義務ではない)	○(29条)	○(29条、27条)	×

参考：利活用者（匿名加工医療情報取扱事業者）のやるべきこと

匿名加工医療情報を大臣認定事業者から取得する側

① 大臣認定や大臣届出等は、不要

→大臣認定が要求されるのは匿名加工化する認定匿名加工医療情報作成事業者と認定医療情報等取扱受託事業者

② 医療分野の研究開発に役立てるためであれば、基本的に誰でも、匿名加工医療情報を取得できる。

→製薬会社・保険会社・研究所に限られない！

③ もっとも、大臣認定事業者設置の第三者委員会で審査を受ける必要あり

→次世代医療基盤法基本方針に照らして適切な医療分野の研究開発に資するか

→匿名加工医療情報の利用内容が、科学的に妥当か

→匿名加工医療情報に基づく研究開発結果を一般市民に提供する場合、その公表方法等が、一定の地域や団体に属する者等の本人や子孫以外にも不利益が生じないよう配慮されているか

→研究開発にかかる金銭その他の利益収受・管理の方法が妥当か

④ 識別禁止

→取得した匿名加工医療情報が誰の情報かわかるように他の情報と照合したり、削除した記述を取得したり、詳しい加工方法を取得したりすることは禁止（次世代医療基盤法18条3項）

参考：利活用者（匿名加工医療情報取扱事業者）のやるべきこと

匿名加工医療情報を大臣認定事業者から取得する側

⑤ 匿名加工医療情報に対する安全管理措置

→個人情報や特定個人情報よりも少しレベルを下げることも可能か

⑥ 大臣認定事業者との取得契約の締結

- ・取得する匿名加工医療情報の利用目的・利用態様・利用範囲等の利用条件を明確化する
- ・安全管理措置を適切に講じること
- ・大臣認定事業者が、匿名加工医療情報の取得側が契約遵守をしていることを確認できること
- ・他者に匿名加工医療情報をさらに提供する場合は、利用条件を含め事前に大臣認定事業者の許可を得るとともに契約を締結すること
- ・利活用条件に反する匿名加工医療情報の取扱いを行った場合は契約違反であり、かつ利用停止・公表等の制裁措置の対象になること
- ・大臣認定事業者は、提供する際に匿名加工医療情報であることを明示すること

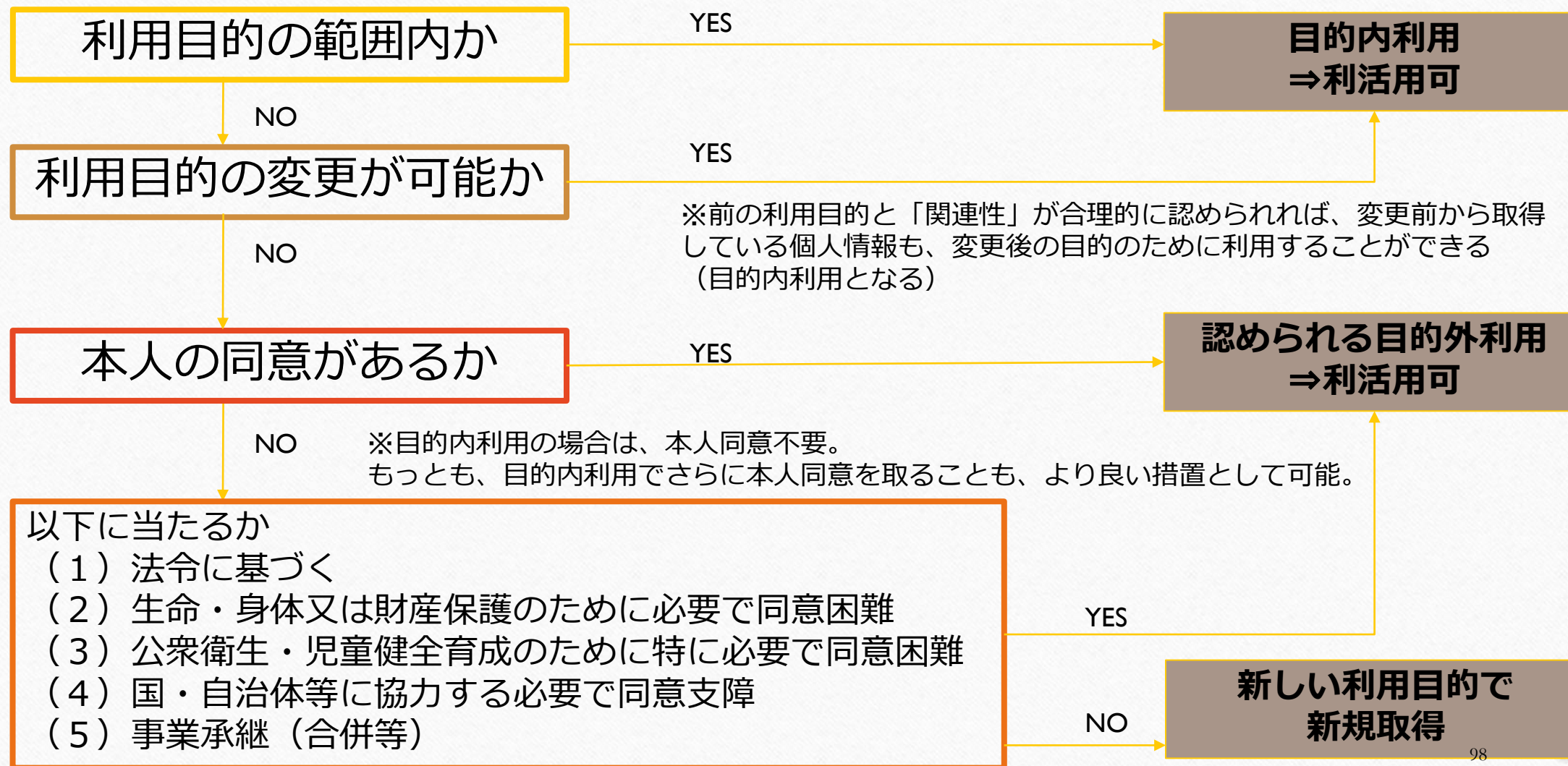
※大臣認定事業者は、匿名加工医療情報の提供に関して、特定の者に不当な差別的な取扱いを行うことなく、産学官の多様な医療分野の研究開発ニーズに円滑に応えることができるようにしつつ、科学的な妥当性を含め個別の提供の是非を適切に判断することが求められる。
加えて、公的主体による公衆衛生や研究開発の取組に適切に協力することが求められる（基本方針P14）。

個人情報のままでの利活用のポイント

利用目的がカギ

再掲: 個人情報利用の検討フロー

http://www.miyauchi-law.com/f/191126pii_zenpan.pdf 39-50ページ参照



個人情報重要ポイント(19)

個人情報利活用に関する法改正の見通し

保有個人データの公表事項の追加

- 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項(政令事項)として追加(大綱20ページ)

適正な利用義務の明確化

- 現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。(大綱16ページ)
- これまで形式的に個人情報保護法違反に当たらない可能性がある不適切事例でも、不法行為に当たる。その意味で実質的な変化はないが、事業者にとっては不法行為よりも個人情報保護法に意識が向きがちでもあるので、不適正利用規制ができることで、訴訟になる例は少ないなどの漫然とした思い込みが改められ、個人情報保護法違反や行政制裁を避けるなどの企業意識が働く可能性。

公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化

- 現行法において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、個人情報の公益目的利用についても、一定の場合では許容される。これまでは当該例外規定が厳格に運用されている傾向。想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示し、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進。
- 具体的に示していく事例としては、例えば、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合など(大綱22-23ページ)

個人情報重要ポイント(19)

個人情報利活用に関する法改正の見通し

- **利活用相談の充実** 委員会により相談しやすい環境
- 匿名加工情報
 - 具体的な利活用モデルやベストプラクティス等の発信
- 仮名化情報
 - **他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工**された個人情報の類型として「仮名化情報(仮称)」を導入することとする。この「仮名化情報(仮称)」については、本人を識別する利用を伴わない、**事業者内部における分析**に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報(仮称)」に係る**利用目的の特定・公表を前提**に、個人の**各種請求**(開示・訂正等、利用停止等の請求)への**対応義務を緩和**し、また、**様々な分析に活用**できるようにする。
 - 「仮名化情報(仮称)」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報(仮称)」それ自体を**第三者に提供することは許容しない**こととする。その場合であっても、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データ(保有個人データ)を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能(大綱21-22ページ)

個人情報そのままでの提供が可能な場合

リクナビを踏まえて

再掲：個人データを提供できる場合

ルール 第三者に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(23条)。

ポイント① 対象は「個人情報」ではなく「個人データ」

ポイント② 本人同意を得なくても、提供できることが法律上認められている

提供できる場合

① 本人の**同意**がある場合(法23条1項柱書)

- 書面でなくてもよい
- Webサイトでチェックボックスにチェックしてもらうなどの方法も可
- 口頭でもよいが、重要度によって、原則として記録が残せる形が良い

② **法令**に基づく場合(法23条1項1号)

例) 令状に基づき裁判所に提出

③ 人の**生命、身体**又は**財産の保護**のために**必要**がある場合であって、本人の**同意を得ることが困難**であるとき(法23条1項2号)

例) 災害時、意識不明時、重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する等

再掲：個人データを提供できる場合

提供できる場合

- | | |
|--|--|
| ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項3号) | 例) 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供、児童虐待の情報提供 |
| ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法23条1項4号) | 例) 統計法に定める一般統計調査に協力する |
| ⑥ オプトアウト(法23条2項) | 例) 一定事項を通知等要。本人に求められれば提供を止める |
| ⑦ 委託(法23条5項1号) | 例) データ入力業者への委託、印刷業務の委託 |
| ⑧ 事業の承継(法23条5項2号) | 例) 合併先の会社 |
| ⑨ 共同利用(法23条5項3号) | 例) 一定事項を通知等必要。病院と訪問看護ステーション |

個人情報重要ポイント(20)

個人情報提供に関する法改正の見通し

- オプトアウト規制強化
 - オプトアウト 規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定
- 外国提供制限の強化
 - 本人の同意を根拠に移転する場合は、**移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供**の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人 データを移転する場合にあっては、**本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供**を行うこととする。(大綱30ページ)
- 提供先で個人情報となるデータの第三者提供規制
 - 提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用(大綱25ページ)
- 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化
- 匿名加工情報について個人情報保護委員会から情報発信
- 仮名化情報は提供不可
- 利活用相談の充実

まとめ

改正予測内容と企業の対応案

再掲：改正予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
本人の権利強化		• 現行の自社対応確認 • フロー改訂 • プライバシーポリシー改訂 • 従業者教育等
• 開示等の対象「保有個人データ」の範囲拡大	• 6月以内消去データも対象に（Pマークと同じ）	
• 利用停止、消去、第三者提供の停止義務の拡大	• 個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、請求要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる（Pマークと同じ？）	
• 開示の適正化 • 開示のデジタル化	• 開示義務を適正に履行しているか当局が注視 • 本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるように	
漏えい時対応	• 漏えい時の当局報告と本人通知の義務付け	• 現行の自社対応確認 • フロー改訂 • 従業者教育等
Cookie	• 提供先で個人情報となるデータの提供規制 • 公取「優越的地位の濫用」	• 自社が関与するCookieの現状把握 • 特に、広告関連、第三者が関係しているCookie • 改善対応検討

再掲：改正予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
利用・公表規制関連		
保有個人データの公表事項の追加	- 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の公表義務 - 利用規制というよりは、透明化規制というべきか	- 全社的な実態調査 - プライバシーポリシーの改訂
適正な利用義務の明確化	適正とは認めがたい方法による個人情報の利用の禁止	- 個人情報利用の全チェック - 特に、ハッシュ化、利用目的の拡大解釈、一般人から見て違和感を感じる利用（本人から見て予測可能か、社会常識的に妥当か）等
罰則強化？	- 法人処罰規定に係る重科の導入 - 現行法は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、企業にとっては罰金が軽すぎる？	通常想定として、過失犯は対象外のため、特段の対応は不要
名簿屋	規制強化&執行強化（オプトアウト規制強化、記録の開示義務、住所や屋号が変わった場合の変更届出、執行強化）	もし名簿を購入しているのであれば、現行法を遵守することは当然＋さらに厳格に対応

再掲：改正予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
提供規制強化		
オプトアウト規制強化	- オプトアウトで提供できる個人データの範囲を限定 - 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響がないかどうか要確認	- 自社でオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認 - 対応検討
提供・受領記録の開示義務化	- 個人データの第三者提供時・第三者からの受領時の記録を、本人が開示請求できるように - 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響か	- 自社の記録実務を確認 - 開示対象にするよう、社内フローを改訂
外国提供制限の強化	移転先国名や移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供義務	- 外国提供の洗い出し - 対応検討
提供先で個人情報となるデータの第三者提供規制	提供先で個人データになることが明らかな情報の第三者提供制限	- 自社に該当するものがあるか確認 - 特に広告関連 - 対応検討

再掲：改正予測内容と実務対応案

改正等ポイント	説明	対応案
規制緩和（利用・提供促進）		
公益目的による個人情報取扱い	質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などは、利用・提供しやすく	- 自社に該当するものがあるか確認 - 活用検討
仮名化情報	他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工「仮名化情報」の新設	- 活用検討 - 仮名化情報の外部提供は不可
匿名加工情報	個人情報保護委員会から情報発信	
利活用相談の充実		

再掲：個人情報重要ポイント(1) 開示請求対応 改正の予測・見通し

ポイント1) 開示の適正化が規制当局に注視される

- 相談ダイヤルには事業者に対する不満が多く寄せられており、また開示請求権は重要な権利であることから、個人情報保護委員会として引き続き事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知を行う(大綱9ページ)

ポイント2) 開示方法のデジタル化

- 本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付ける。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付ける(大綱10ページ)
- 現行法は、原則書面、但し請求者が同意した方法があるときは、当該方法とされている(法28条2項・施行令9条)。

ポイント3) 開示対象の拡大

- 現在、開示対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に(大綱11ページ)

再掲:個人情報重要ポイント(2)利用停止・消去・第三者提供停止 改正の予測・見通し

ポイント1)義務の範囲が広がる

- 事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する**本人の関与を強化する観点**から、**個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に**、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る**要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる**(大綱8ページ)
- また現在、対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も義務の対象に(大綱11ページ、開示と同様)
- ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する(大綱9ページ)
↑この点は、現行法と変わらない。

ポイント2)現実的に対応不可能なことを求められるわけではない

- 消去については、例えば、(本人の請求に基づき消去した事実を含め)完全に消去してしまうと、事業者は、過去に消去請求をした者であるという事実を含め、当該本人に関する情報を一切保有しないことになるが、その後、再び当該本人の個人情報を取得した場合に当該個人情報を利用することの可否等の消費者の利便や実務上の論点もある(中間整理18ページ)。
- 事業者によっては、安全管理上の理由等から、個人情報データベース等を部門ごとに別々に管理している場合もあり、このような場合に全部門の個人データを容易に名寄せし、利用停止等ができるような体制になっているかという論点もある(中間整理18ページ)。

参考)プライバシーマーク

- Pマークでは、利用停止等を本人が希望したら、原則としていつでも応じることとしている(中間整理12ページ)。

個人情報重要ポイント(4)開示・利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除請求対応

再掲：改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
 - 特に対応フロー、対応状況、開示/全部不開示/部分不開示の実績確認、利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除の実績確認、対象、請求方法(書面/IT)、開示方法(書面/IT)、プライバシーポリシー等の記載内容
 - 個人情報保護法上のものではなく、DM停止、メール配信停止等の対応も合わせて確認する
- ギャップ分析
 - 現在の自社対応と、現行法でやるべきこととの間にギャップがないかどうかの念のための確認
- 苦情・質問等の検討
 - 本人(消費者等の個人情報の対象者)等からの苦情状況の確認
 - 従業者・対応者からの質問・実務対応上困難を感じている点などの確認
 - これらなどを通して、現状の改善点はないかどうか検討する
- プライバシーポリシー等の記載に誤り・改善すべき点はないかの確認 等
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、開示に関する改正箇所を確認し、対応としては、開示方法のデジタル化と開示対象拡大だけかどうかを確認する
- 利用停止等について、どの程度、義務が広がっているかを確認する
- 訂正等については、特に法改正事項がないのかどうかを確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- やるべきこと1と合わせて従業者教育 等

再掲: 個人情報重要ポイント(6)-(10)

漏えい 改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
 - 特に漏えい等時の対応フロー全般、対応状況(インシデント、ヒヤリハットの発生状況含む)、報告先、報告方法、本人への連絡方法、プライバシーポリシー等の記載内容
 - GDPR適用対象であれば、GDPRの対応についても合わせて確認する
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討
- 漏えい報告、本人通知について、どのようにフローに新しく盛り込むべきかどうかを検討

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、漏えい等報告に関する改正箇所を確認し、対応としては、報告義務と本人通知だけかどうかを確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- やるべきこと1と合わせて
従業員教育 等

再掲:個人情報重要ポイント(11)(12)(13)Cookie等規制

改正対応の予測・見通し

やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 自社で利用しているCookieについて今一度実態確認を
 - 使用Cookie・関連Webサイトの洗い出し
 - 個人情報に該当するものがないか
 - 不適切な取り扱いがないか
 - 特に、広告関連、第三者が関係しているCookieについて、提携先企業への照会等も必要に
- プライバシーポリシー、Cookieポップアップ等の記載を再確認
- GDPR適用はないかどうか再確認

やるべきこと2) 改正法

- 改正法成立(通常国会会期中?)後、Cookieに関する改正箇所を確認し、対応としては、提供先で個人情報となるものだけかどうかを確認する
- 広告業界等の対応を確認する
- 改正法対応として何をすべきか検討し、実行する
- Cookieの改善をするとすると、Webサイト改修等が発生するので、予算・スケジュール確保等

再掲：個人情報重要ポイント(15)

名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- 名簿屋規制を強化してほしいとの消費者感情
- 名簿屋が個人情報保護法を適法に遵守していない実態も、個人情報保護委員会にて確認されている(以降のページ参照)
- 名簿屋規制が強化される見通し(大綱12-13ページ)
 - オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定
→名簿屋以外に、オプトアウトで個人データを第三者提供している事業者に影響がないか検討要
 - 個人データの第三者提供時・第三者からの受領時の記録を、本人が開示請求できるように
→取得元の確認を本人ができるようになる どの名簿屋が誰にいつ提供しているか本人がわかるように
 - 住所や屋号が変わった場合の変更届出
- 名簿屋への**執行強化**(大綱12ページ、中間整理14-16ページ)
 - 未届業者への臨場等ヒアリング、助言、指導、モニタリング
 - 確認・記録義務の履行等の業務実態についてもモニタリング

購入者への影響

名簿購入者に大きな義務が生じる改正ではないと見込まれるが、もし名簿を購入しているのであれば、現行法を遵守することは当然の義務だし、消費者感情を踏まえてさらに厳格に対応する必要がある

個人情報重要ポイント(19)

個人情報利活用に関する法改正の見通し

保有個人データの公表事項の追加

- 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項(政令事項)として追加(大綱20ページ)

適正な利用義務の明確化

- 現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。(大綱16ページ)
- これまで形式的に個人情報保護法違反に当たらない可能性がある不適切事例でも、不法行為に当たる。その意味で実質的な変化はないが、事業者にとっては不法行為よりも個人情報保護法に意識が向きがちでもあるので、不適正利用規制ができることで、訴訟になる例は少ないなどの漫然とした思い込みが改められ、個人情報保護法違反や行政制裁を避けるなどの企業意識が働く可能性。

公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化

- 現行の個人情報保護法において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、個人情報の公益目的利用についても、一定の場合では許容されるところ、これまで当該例外規定が厳格に運用されている傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。
- 具体的に示していく事例としては、例えば、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合など(大綱22-23ページ)

利活用相談の充実 委員会により相談しやすい環境

個人情報重要ポイント(19)

個人情報利活用に関する法改正の見通し

- 匿名加工情報
 - 具体的な利活用モデルやベストプラクティス等の発信
- 仮名化情報
 - 他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報(仮称)」を導入することとする。この「仮名化情報(仮称)」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報(仮称)」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求)への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。
 - 「仮名化情報(仮称)」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報(仮称)」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データ(保有個人データ)を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能(大綱21-22ページ)

個人情報重要ポイント(20)

個人情報提供に関する法改正の見通し

- オプトアウト規制強化
 - オプトアウト 規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定
- 外国提供制限の強化
 - 本人の同意を根拠に移転する場合は、**移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供**の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の**同意を得ることなく**個人 データを移転する場合にあっては、**本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供**を行うこととする。(大綱30ページ)
- 提供先で個人情報となるデータの第三者提供規制
 - 提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用(大綱25ページ)
- 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化
- 匿名加工情報について個人情報保護委員会から情報発信
- 仮名化情報は提供不可
- 利活用相談の充実

個人情報保護法改正経緯

個人情報保護法の改正経緯

個人情報保護法の経緯

- ❑ 平成15年に制定(平成17年全面施行)
- ❑ 平成27年に改正(平成29年5月30日に全面施行)
 - 個人情報大規模漏えい事件や国民感情の高まりを踏まえ、**規制強化**
 - ・ 要配慮個人情報というカテゴリを新設し、原則本人同意を要求
 - ・ 外国への個人データ提供を規制
 - ・ 個人データ授受のトレーサビリティ確保のための記録・確認義務新設
 - ・ 小規模事業者に対しても個人情報保護法を適用に
 - ・ 新たな罰則規定の新設
 - データ利活用を促進**するための仕組みも
 - ・ 匿名加工情報というカテゴリを新設し、簡易な手続での利活用・提供を可能に
- ❑ 平成27年改正により、**施行後3年ごとの改正検討**が必要に
 - ・ 平成29年(2017年)より3年後＝令和2年(2020年改正)

個人情報保護法改正2020年資料

個人情報保護法改正関連資料等

1. 個人情報保護委員会関連

- 大綱(令和元年12月13日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱)
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>
- 大綱骨子(令和元年11月29日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱(骨子))
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191129_houdou_koshi.pdf
- 中間整理(平成31年4月25日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf
- いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点(平成31年1月28日)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190128_shiryou1-2.pdf

2. 公正取引委員会関連

- 令和元年12月17日「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html

THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA、IT/ICT、規程策定、次世代医療基盤法のご相談、
国との交渉、企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → osg@miyauchi-law.com